

# 官報

号外 昭和二十七年六月九日

## 第十三回 参議院會議錄第四十九号

昭和二十七年六月九日(月曜日)午前十一時五十六分開議

議事日程 第四十八号

昭和二十七年六月九日

午前十時開議

第一 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外五名発議) (委員長報告)

第二 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 農業共済基金法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 公共工事の前借金保証事業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第八 群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願 (委員長報告)

第九 長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願 (委員長報告)

第一〇 埼玉県宮野郵便局庁舎新築に関する請願 (委員長報告)

第一一 長崎県調川局の昇格に関する請願 (委員長報告)

第一二 熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願 (委員長報告)

第一三 茨城県大田村に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)

第一四 大阪市此花郵便局庁舎建設に関する請願 (委員長報告)

第一五 高知県高石村に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)

第一六 岩手県一方井郵便局を集配局とするの請願 (委員長報告)

第一七 簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(百六十五件) (委員長報告)

第一八 野郎郵便貯金増設に関する陳情 (委員長報告)

第一九 徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情 (委員長報告)

第二〇 簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(四十九件) (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文部委員 島津 忠彦君

農林委員 鈴木 福平君

郵政委員 駒井 藤平君

建設委員 加納 金助君

決算委員 高橋進太郎君

議院運営委員 海淵 春次君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文部委員 加納 金助君

農林委員 駒井 藤平君

郵政委員 鈴木 福平君

建設委員 島津 忠彦君

決算委員 海淵 春次君

議院運営委員 高橋進太郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

耕土培養法案(坂田英一君外二十三名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

修正議決報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

公共工事の前借金保証事業に関する法律案可決報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

農業災害補償法臨時特例法案可決報告書

農業共済基金法案修正議決報告書

明治三十五年三月三十一日  
第三編 郵便物 認可

道路交通取締法の一部を改正する法律案修正議決報告書

建設委員会諸般審査報告書第三号及び第四号同特別報告第三号、第四号及び第五号

建設委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号及び第四号

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

道路交通事業抵当法案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外五名発議)

同日本院は、国会の会期を六月二十日まで十四日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。

同日委員長から提出した左の公聴会開會承認要求に対し議長は即日これを承認した。

公聴会開會承認要求書

一、事件の名称 労働関係調整法等の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法案

一、公聴会の問題 労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について

一、公聴会の月日 六月十一日及び六月十二日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十七年六月六日

労働委員長 中村 正雄

参議院議長佐藤尚武殿

公聴会開會承認要求書

一、事件の名称 臨時石炭鉱害復旧法案(予備審査)

一、公聴会の問題 臨時石炭鉱害復旧法案について

一、公聴会の月日 六月十六日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十七年六月六日

通商産業委員長 竹中 七郎

参議院議長佐藤尚武殿

同日千葉信君外十六名は、左の議案を撤回した。

災害救助法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案を撤回することについて衆議院に承諾を求めた旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の両院協議会成案を可決した旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農産物検査法の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 會議 議事日程追加の件

出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同議院は日本国

國際植物防疫條約の締結について承認を求めの件

同日衆議院議長から、同議院は日本国

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する國際條約及び署名議定書の締結について承認を求めの件

同日衆議院議長から、同議院は日本国

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めの件

同日衆議院議長から、同議院は日本国

國際通貨基金協定への加入について承認を求めの件

同日衆議院議長から、同議院は日本国

農産物検査法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同議院は日本国

農産物検査法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同議院は日本国

農産物検査法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同議院は日本国

戦犯在所者の釈放等に関する決議案

した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

修正に同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

同日衆議院議長から、同議院は日本国

戦犯在所者の釈放等に関する決議案

昭和二十七年六月七日

大屋 晋三 澤淵 春次

池田 宇右衛門 草葉 隆圓

安井 謙 加藤 武徳

長谷山 行教 玉柳 實

左藤 義詮 小野 義夫

小林 英三 白波瀬 米吉

高橋 進太郎 上原 正吉

西山 龜七 城 義臣

川村 松助 徳川 頼貞

梅原 眞隆 赤木 正雄

加藤 正人 徳川 宗敬

片柳 眞吉 高橋 道男

高瀬 莊太郎 岡部 常

堀越 儀郎 田村 文吉

宮城 天馬 中山 福蔵

内村 清次 小酒井 義男

梅津 錦一 河崎 ナツ

山下 義信 相馬 助治

吉川 末次郎 小松 正雄

松浦 清一 伊藤 修

棚橋 小虎 有馬 英二

大隈 信幸 菊田 七平

谷口 勝三郎 木内 キヤウ

鬼丸 義齊 岩本 哲夫

一松 定吉 深川 榮左エ門

三好 始 堀木 謙三

岡村 文四郎 松原 一彦

石川 清一 松浦 定義

岩男 仁蔵 深川 タマエ

紅露 みつ 櫻内 辰郎

山崎 恒 千田 正

佐々木 良作 矢嶋 三義

戦犯在所者の釈放等に関する決議案

講和が成立し独立を恢復したこの時に当り、政府は、

一、死刑の言渡を受けて比国に拘禁されている者の助命

二、比国及び濠洲において拘禁されている者の速やかな内地帰還

三、集鳩ブリズンに拘禁されている者の安当にして寛大なる措置の速やかな促進

のため関係諸国に対し平和條約所定の勧告を為し、或いはその諒解を求めもつて、これが実現を図るべきである。

右決議する。

〔閣部常務委員、拍手〕

○閣部常務委員 先ず決議案文を朗読いたします。

戦犯在所者の釈放等に関する決議案

講和が成立し独立を恢復したこの時に当り、政府は、

一、死刑の言渡を受けて比国に拘禁されている者の助命

二、比国及び濠洲において拘禁されている者の速やかな内地帰還

三、集鳩ブリズンに拘禁されている者の安当にして寛大なる措置の速やかな促進のため、関係諸国に対し平和條約所定の勧告を為し、或いはその諒解を求め、もつて、これが実現を図るべきである。

右決議する。

次に趣旨の説明をいたします。先般平和條約が効力を発するに当り、政府は、この國家的慶祝を一般受刑者に及ぼし、広い範囲に亘つて恩赦を行なつ

たことは、誠に機宜を得た措置でありました。そのとき、いわゆる戦犯受刑者として集鳩ブリズンに拘禁されていた者九百余人ありまして、その他、比島モンテンルバに百十一人及び濠洲マヌ島に二百六人拘禁されておられる者があります。これらの人々は、この千載一遇とも言うべきこの時に當つて、或いは内地送還を、或いは釈放を期待し、これを希つたのであります。然るに講和成立後月余に及ぶも、なお、これらの人々に対しては何らの措置もとられず、暗澹たる悲しみに沈んでおるのであります。而も恩赦の問題として考へますときは、いわゆる戦犯も一般犯罪と実質的には何ら異なることなく、ただ關係各國との關係において一種の制約を受ける点に異なるに過ぎないのであります。されば、この際、時期を失わずに、能く限り恩赦と同様の措置を講ずべきであると思ふのであります。而もこれらの人々の拘禁の状態を觀察いたしますと、よく法規を遵守し、謹慎の美を示し、現在に至るまで殆んど反則というべきものもありません。まさにこの種拘禁施設においては世界にも曾つてその類例を見ぬ稀有の好成績を示しておることは、あまねく周知の事実であります。釈放された者も又今や民主国家日本の健全な一員としてまじめに生活し、一人として事故を起した者もない現状であります。他方その家族は、一家の支柱を奪われ、國家の庇護もなく、経済的に極めて困窮しておるのみならず、子女の教育その他家庭生活の上に重大なる影響をこうむり、仔細にその実情を見るときには、殆んどその全部が非常な悲惨な状態にあることがわかるのであります。かような次第で、これら被拘禁者の心情を思い、家族族者の念願を察するとき、これらの人々に対する助命、帰還、赦免、減刑等の一日も速かならんことを祈るの情のおのずから切なるものがあるが、それは今日においては全國民一致の願望となつておるといふ過言ではないと思ひます。

今や戦争は完全に終結したのであります。當國はここに憎惡の心を去つて友好の關係を回復すべきときであります。さればこそ、今日までの戦争の歴史においては、いわゆる講和による大赦が行われ、一般犯罪は別としても、戦争による犯罪の処罰を続けることがなかつたのであります。殊に況んや今般の平和條約は和解と信頼とを基調として結ばれたものでありまして、戦争の惡夢をことごとく洗い去つて、まさに美しき新世界となさんとすることは、必ずや全世界人類共通の念願と言わなければなりません。(美辭麗句だと呼ぶ者あり)ここに今耳よりなことは、日華平和條約の発効と共に、中國關係の軍事裁判により刑の言渡しを受けた者の取扱が全面的に日本側に任されることの了解が成立し、不日釈放せられるやに仄聞することは、極めて喜ぶべきことで、切にその実現を祈る次第であります。(拍手)中國關係九十一人の人々が近く何らかの喜びに接し得るとしても、爾余の者は依然としてこの恩典に浴せず、なお國圖の苦しみを続けなければならぬのであります。まして比島、濠洲等の外地にある人々は、家族にも会えず、いにしへの遠島に類する悲惨な状態にあるのであります。今や平和條約の発効

を契機として、關係國との友好關係は急速に進展しつつあります。國際情勢の展開に應じ、全國民の願望に應じ、いわゆる戦犯刑に對し終止符を打つことは、もはや世界の勢いとなつておるわけで、集鳩ブリズンにある者については、平和條約所定の手續により、赦免、減刑、仮釈放をなし、外地にある人々については外交交渉により助命及び内地送還を図ることが刻下の急務であると存するのであります。

以上を以て決議案の趣旨説明をいたしますが、満場の御賛成を得たいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤内閣大臣) 本決議案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産黨はこの決議案に對しまして遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。(何だ日本人か、それでも「お前こそ日本人か」と呼ぶ者あり)

若しも日本が徹底的に民主化され、そして平和を飽くまでも推進し、平和を推進するための世界の大きな力として、ボツダム宣言の線によつて日本がその政策を推し進めておる態勢の中でありましたら、我々もこの釈放に對しましては進んでこれに賛成し、飽くまでその努力をいたしたいと思ふのであります。ところが現実はどうかと云いますと、全くこれは、当初、敗戦後日本が掲げたところのこのような悲願にも似た希望に對しまして、全然反對の方向に動いておるのではないかと。現に日本の現状を見れば、ここでも多論する必要もないほど、すでに日本はアメリカの防共基地として、いや

基地としてというよりも、日本自身がすでにそのようなアメリカの戦争の手先として全面的に編成され、あらゆる軍需生産は復活されようとしており、國內の至る所に軍事基地が設けられ、更に警察予備隊の名をかりましたところの再軍備は着々と推し進められ、これが現在の態勢から更に十八万乃至は三十万、而もこういふような計画も、最近におきましては警察予備隊の募集がなかく、思ふやうに行かない。当然ここに起るのは徴兵の問題、強制徴兵のような形が次の當然の課題として上せられるような立場に行つておるのであります。經濟体制を見ましても、あらゆる面から考えまして、まさに日本が敗戦後当初企圖したところの意圖といふものは、完全に、現在の二つの講和或いは行政協定を受諾した態勢の中では、刻々軍國的な再編成の方向に動いておる。こういう中にありまして、戦犯の釈放といふものがどういふことになるか。これは明らかにこういふ態勢の中に利用される。(ノー、ノー、さうだと呼ぶ者あり)こういう形を持つておるのであります。而も現在國圖にありまして苦しんでおるところのこれらの同胞に對して手を伸べるといううな、これは非常に必要なことではあるであらうけれども、これがどういふふう利用されるかと申しますと、今申しましたところの日本再軍備化に利用される方向にこれは迫られるのであります。こういうことといふものは我々としては許すことができない。こういうふうな慎重な問題でありまして、又國際的にも多くの影響を持つ問題であります。現在の日本のこの再軍備体制に對しましては、東亞の諸

國は、誠に機宜を得た措置でありました。そのとき、いわゆる戦犯受刑者として集鳩ブリズンに拘禁されていた者九百余人ありまして、その他、比島モンテンルバに百十一人及び濠洲マヌ島に二百六人拘禁されておられる者があります。これらの人々は、この千載一遇とも言うべきこの時に當つて、或いは内地送還を、或いは釈放を期待し、これを希つたのであります。然るに講和成立後月余に及ぶも、なお、これらの人々に対しては何らの措置もとられず、暗澹たる悲しみに沈んでおるのであります。而も恩赦の問題として考へますときは、いわゆる戦犯も一般犯罪と実質的には何ら異なることなく、ただ關係各國との關係において一種の制約を受ける点に異なるに過ぎないのであります。されば、この際、時期を失わずに、能く限り恩赦と同様の措置を講ずべきであると思ふのであります。而もこれらの人々の拘禁の状態を觀察いたしますと、よく法規を遵守し、謹慎の美を示し、現在に至るまで殆んど反則というべきものもありません。まさにこの種拘禁施設においては世界にも曾つてその類例を見ぬ稀有の好成績を示しておることは、あまねく周知の事実であります。釈放された者も又今や民主国家日本の健全な一員としてまじめに生活し、一人として事故を起した者もない現状であります。他方その家族は、一家の支柱を奪われ、國家の庇護もなく、経済的に極めて困窮しておるのみならず、子女の教育その他家庭生活の上に重大なる影響をこうむり、仔細にその実情を見るときには、殆んどその全部が非常な悲惨な状態にあることがわかるのであります。かような次第で、これら被拘禁者の心情を思い、家族族者の念願を察するとき、これらの人々に対する助命、帰還、赦免、減刑等の一日も速かならんことを祈るの情のおのずから切なるものがあるが、それは今日においては全國民一致の願望となつておるといふ過言ではないと思ひます。

今や戦争は完全に終結したのであります。當國はここに憎惡の心を去つて友好の關係を回復すべきときであります。さればこそ、今日までの戦争の歴史においては、いわゆる講和による大赦が行われ、一般犯罪は別としても、戦争による犯罪の処罰を続けることがなかつたのであります。殊に況んや今般の平和條約は和解と信頼とを基調として結ばれたものでありまして、戦争の惡夢をことごとく洗い去つて、まさに美しき新世界となさんとすることは、必ずや全世界人類共通の念願と言わなければなりません。(美辭麗句だと呼ぶ者あり)ここに今耳よりなことは、日華平和條約の発効と共に、中國關係の軍事裁判により刑の言渡しを受けた者の取扱が全面的に日本側に任されることの了解が成立し、不日釈放せられるやに仄聞することは、極めて喜ぶべきことで、切にその実現を祈る次第であります。(拍手)中國關係九十一人の人々が近く何らかの喜びに接し得るとしても、爾余の者は依然としてこの恩典に浴せず、なお國圖の苦しみを続けなければならぬのであります。まして比島、濠洲等の外地にある人々は、家族にも会えず、いにしへの遠島に類する悲惨な状態にあるのであります。今や平和條約の発効

を契機として、關係國との友好關係は急速に進展しつつあります。國際情勢の展開に應じ、全國民の願望に應じ、いわゆる戦犯刑に對し終止符を打つことは、もはや世界の勢いとなつておるわけで、集鳩ブリズンにある者については、平和條約所定の手續により、赦免、減刑、仮釈放をなし、外地にある人々については外交交渉により助命及び内地送還を図ることが刻下の急務であると存するのであります。

以上を以て決議案の趣旨説明をいたしますが、満場の御賛成を得たいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤内閣大臣) 本決議案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産黨はこの決議案に對しまして遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。(何だ日本人か、それでも「お前こそ日本人か」と呼ぶ者あり)

若しも日本が徹底的に民主化され、そして平和を飽くまでも推進し、平和を推進するための世界の大きな力として、ボツダム宣言の線によつて日本がその政策を推し進めておる態勢の中でありましたら、我々もこの釈放に對しましては進んでこれに賛成し、飽くまでその努力をいたしたいと思ふのであります。ところが現実はどうかと云いますと、全くこれは、当初、敗戦後日本が掲げたところのこのような悲願にも似た希望に對しまして、全然反對の方向に動いておるのではないかと。現に日本の現状を見れば、ここでも多論する必要もないほど、すでに日本はアメリカの防共基地として、いや

基地としてというよりも、日本自身がすでにそのようなアメリカの戦争の手先として全面的に編成され、あらゆる軍需生産は復活されようとしており、國內の至る所に軍事基地が設けられ、更に警察予備隊の名をかりましたところの再軍備は着々と推し進められ、これが現在の態勢から更に十八万乃至は三十万、而もこういふような計画も、最近におきましては警察予備隊の募集がなかく、思ふやうに行かない。当然ここに起るのは徴兵の問題、強制徴兵のような形が次の當然の課題として上せられるような立場に行つておるのであります。經濟体制を見ましても、あらゆる面から考えまして、まさに日本が敗戦後当初企圖したところの意圖といふものは、完全に、現在の二つの講和或いは行政協定を受諾した態勢の中では、刻々軍國的な再編成の方向に動いておる。こういう中にありまして、戦犯の釈放といふものがどういふことになるか。これは明らかにこういふ態勢の中に利用される。(ノー、ノー、さうだと呼ぶ者あり)こういう形を持つておるのであります。而も現在國圖にありまして苦しんでおるところのこれらの同胞に對して手を伸べるといううな、これは非常に必要なことではあるであらうけれども、これがどういふふう利用されるかと申しますと、今申しましたところの日本再軍備化に利用される方向にこれは迫られるのであります。こういうことといふものは我々としては許すことができない。こういうふうな慎重な問題でありまして、又國際的にも多くの影響を持つ問題であります。現在の日本のこの再軍備体制に對しましては、東亞の諸

國は、誠に機宜を得た措置でありました。そのとき、いわゆる戦犯受刑者として集鳩ブリズンに拘禁されていた者九百余人ありまして、その他、比島モンテンルバに百十一人及び濠洲マヌ島に二百六人拘禁されておられる者があります。これらの人々は、この千載一遇とも言うべきこの時に當つて、或いは内地送還を、或いは釈放を期待し、これを希つたのであります。然るに講和成立後月余に及ぶも、なお、これらの人々に対しては何らの措置もとられず、暗澹たる悲しみに沈んでおるのであります。而も恩赦の問題として考へますときは、いわゆる戦犯も一般犯罪と実質的には何ら異なることなく、ただ關係各國との關係において一種の制約を受ける点に異なるに過ぎないのであります。されば、この際、時期を失わずに、能く限り恩赦と同様の措置を講ずべきであると思ふのであります。而もこれらの人々の拘禁の状態を觀察いたしますと、よく法規を遵守し、謹慎の美を示し、現在に至るまで殆んど反則というべきものもありません。まさにこの種拘禁施設においては世界にも曾つてその類例を見ぬ稀有の好成績を示しておることは、あまねく周知の事実であります。釈放された者も又今や民主国家日本の健全な一員としてまじめに生活し、一人として事故を起した者もない現状であります。他方その家族は、一家の支柱を奪われ、國家の庇護もなく、経済的に極めて困窮しておるのみならず、子女の教育その他家庭生活の上に重大なる影響をこうむり、仔細にその実情を見るときには、殆んどその全部が非常な悲惨な状態にあることがわかるのであります。かような次第で、これら被拘禁者の心情を思い、家族族者の念願を察するとき、これらの人々に対する助命、帰還、赦免、減刑等の一日も速かならんことを祈るの情のおのずから切なるものがあるが、それは今日においては全國民一致の願望となつておるといふ過言ではないと思ひます。

今や戦争は完全に終結したのであります。當國はここに憎惡の心を去つて友好の關係を回復すべきときであります。さればこそ、今日までの戦争の歴史においては、いわゆる講和による大赦が行われ、一般犯罪は別としても、戦争による犯罪の処罰を続けることがなかつたのであります。殊に況んや今般の平和條約は和解と信頼とを基調として結ばれたものでありまして、戦争の惡夢をことごとく洗い去つて、まさに美しき新世界となさんとすることは、必ずや全世界人類共通の念願と言わなければなりません。(美辭麗句だと呼ぶ者あり)ここに今耳よりなことは、日華平和條約の発効と共に、中國關係の軍事裁判により刑の言渡しを受けた者の取扱が全面的に日本側に任されることの了解が成立し、不日釈放せられるやに仄聞することは、極めて喜ぶべきことで、切にその実現を祈る次第であります。(拍手)中國關係九十一人の人々が近く何らかの喜びに接し得るとしても、爾余の者は依然としてこの恩典に浴せず、なお國圖の苦しみを続けなければならぬのであります。まして比島、濠洲等の外地にある人々は、家族にも会えず、いにしへの遠島に類する悲惨な状態にあるのであります。今や平和條約の発効

を契機として、關係國との友好關係は急速に進展しつつあります。國際情勢の展開に應じ、全國民の願望に應じ、いわゆる戦犯刑に對し終止符を打つことは、もはや世界の勢いとなつておるわけで、集鳩ブリズンにある者については、平和條約所定の手續により、赦免、減刑、仮釈放をなし、外地にある人々については外交交渉により助命及び内地送還を図ることが刻下の急務であると存するのであります。

以上を以て決議案の趣旨説明をいたしますが、満場の御賛成を得たいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤内閣大臣) 本決議案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産黨はこの決議案に對しまして遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。(何だ日本人か、それでも「お前こそ日本人か」と呼ぶ者あり)

若しも日本が徹底的に民主化され、そして平和を飽くまでも推進し、平和を推進するための世界の大きな力として、ボツダム宣言の線によつて日本がその政策を推し進めておる態勢の中でありましたら、我々もこの釈放に對しましては進んでこれに賛成し、飽くまでその努力をいたしたいと思ふのであります。ところが現実はどうかと云いますと、全くこれは、当初、敗戦後日本が掲げたところのこのような悲願にも似た希望に對しまして、全然反對の方向に動いておるのではないかと。現に日本の現状を見れば、ここでも多論する必要もないほど、すでに日本はアメリカの防共基地として、いや

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 戦犯在所者の釈放等に関する決議案

国はこれに對して期せずして反對してゐる。而もこの第二次大戦によりまして最も大きな犠牲を受けたところの隣國の中國におきましては、この戦争を通じてその損害は約一千万である。而も多くの財産が失われ、国内は長い間の戦争によるところの惨禍にさらされて来たのであります。従ひまして、こういう人たちの全面的な協力、外交方面から言いますならば、これらの今までの戦争参加國、これと全面的に國交を回復して友好を結び、そうして飽くまで平和を推進する、こういう態勢の中においてこのやうな問題が初めて十全に取扱われ、(その通りと呼ぶ者あり)而もその効果を發揮することができると思ふのであります。ところが、先ほど申しましたやうな、まるでこれと反對のやうな態勢をとつておる中において、この戦犯だけの釈放について、末梢的な、お涙頂戴式の、或いは選挙對策的のやうな政策が行われたとしても、これは根本的に問題を解決することにはならない。(ソ連に行つてやれと呼ぶ者あり)

我々は、先ほど申しましたやうに、これら國圖にある人に対しまして、飽くまで国内の態勢を十全に、ポツダム宣言の指向する方面に、或いは日本の平和を守り民族の独立を守る方面に編成して行つて、その中に入つて頂いて、この中で十分な協力を願うといふのが、我々の大きな政策でなければならぬ。このやうな、つまみ食いのやうな方を以て問題のありかをばぐらかし、問題の真実に触れないで、表面的な欺瞞的なやり方によつて問題の解決をするといふことは、我々は考えられないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

たる決議案は、實に私は安當を得たるものと考へまして、賛成の意思を表示するものであります。(その理由は)と呼ぶ者あり)

先づその理由を申し上げますならば、日本社会党は曾つて新憲法草案を發表いたしましたときにこれを天下に公表いたしました。その一つに、死刑はこれを廃止する。こういう要綱を發表したことを御記憶になつておるかたがございませうと思ふのであります。そも、人間の生命を人間が奪うという権利はない。これは、神、仏のみが奪うという宗教的観念からだとも言われまふけれども、又これは一人に人道主義に基いておるのであります。従つて戦争による罪惡を避けるために我々は戦争の防止を叫んでおるところのものであります。たとへば戦争の結果、戦争が終つて裁判の形式を以てするとしても、私たちは、成るほど裁判では一旦死刑を宣告されたけれども、聲明なるマツカーサー元帥は死一等を減ぜられるのではないかと社会党の立場から樂觀いたしておりましたが、そのことがなかつたのは当時残念でありましたけれども、まあこういう意味におきまして、第一項に掲げられました「死刑の言渡を受けて比國に拘禁されている者の助命」、こういうことに対しては、満腔の同意の意見を表明したいと思ふのであります。そこで私たちは警戒しなければならぬことは、先ほど申し上げましたやうに、罪を憎んで人を憎まず、そういう考えから、そういう思想から、我々の同胞、この人たちがばかりの罪ではありませんでした、いわば日本国民全体の犯した罪を我々はこの僅かな戦犯者のみに着せようとするものではありせんから、ここにおきまして我々は、我々の罪を一半をこの人たちに對しても負うといふところの考えから、今や講和ができ、すべての大赦、恩赦が行われまして、国内法によつては随分これに恵まれた人があります。不幸にして今やまだ國圖に呻吟されておるところの我が同胞の人たちに對しても、この同じ氣持の世界の人たちが講和を祝する意味におきまして、恩恵を垂れられんことを希望するといふ趣旨を今閣下議員から趣旨弁明として申されましたことに對して、我々も同感の意思を表示するものであります。(疑問です)と呼ぶ者あり)

併し、戦犯、或いは殘虐なる行為によつて、過去に、他國、隣國、特に近きアジアの人民及び國民に對してなした我々の過誤といふものに對しては、これは我々は全く悔悟と改悔の意思を表示しなければなりません。(その通り)と呼ぶ者あり)

これなくして我々が他國に對して我々の同胞に寛大を求めるといふことはできないと思ふのであります。この意味におきまして私たちは、この悔悟の情を、天下に謹んで、世界に謹んで表明すると共に、再びこういう過誤は日本國民として絶対に犯さない、犯すことをしないといふ誓約をなしつつ、私たちはこの決議案に對して賛成の意見を表示したいと思ふのであります。(拍手、一面講和以外にありませんよ)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 平林太一君。

○平林太一君 現に上程せられました戦犯在所者の釈放等に関する決議案に對しまして、ここに自由党を代表いたし賛成の意見を述べたものであります。思ふに、我が國が獨立國となつて國際社会に復帰できるように相成りました現在において、なお且つ我々の同胞が戦犯の名において苦役を續けておりますことは、誠に痛恨の極みであります。このよつて来たるゆゑは、いわゆる平和條約第十一條によるのであります。即ち、拘禁されておる者の赦免、減刑、仮出獄等の権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本國の勅告に基く以外に行使することができず、且つ極東軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本國の勅告に基く場合のほかは行使できない旨の規定があるからだと承知せざるを得ません。併しながら日本が國際社会に復帰した今日の喜びの裏に、依然、死刑或いは無期又は長期刑として処罰されておるこれらの人々の心境、その心事は、果してどんなでありましよう。若しそれ、その留守家族の人々の苦惱悲嘆を思ふとき、我々は深刻なる感慨を以て戦争の慘禍をそのまま味い続け、惡夢にも似た戦争が如何に我々國民に大きな打撃を與えたかを感じさせるのであります。我々は、今悲しみに泣く戦犯者とその家族の身の上を思ひをいたすとき、そぞろに涙なきを得ないのであります。断腸の思い切々として胸に迫るの感に堪ええせん。

戦争の責任は全國民がひとしく負ふべきものであります。我が國を敗戦に導いた責任者がそれ／＼糾明され処罰されることは止むを得ざりしこと

といたしましても、現に今なお服役中の戦犯者は、すでに反省し、刑の執行を悲痛に受けて今日に及んでおるのでありまして、今や人類相愛の精神によつて速かに解放救済されて然るべきにはあらざるやと、ひそかに思わざるを得ません。思えば、これらの人々は、数年来或いは十有幾年のこのかた遠く肉親と離れて、今異境万里の地に服役の身となり、忘れもしない昭和二十年八月以来今日まで七年有余の間、牢獄に呻吟しておるのであります。ために、一家の支柱を失つた残された家族は、長きに亘る生活の困窮極度に達し、悲慘の状態目を蔽うに忍びざるの模様であります。加うるに精神的にも肩身を狭くいたしておる実情にさへ置かれておるのであります。今や我々の日本が独立国となつた今日、これらの戦犯者家族の衷心からの悲願であり、むしろ当然の希求であるべき戦犯者解放実現のために、渾身の努力を捧げることは、我々の現に当然の使命として、立つてこれが実現に全力を注ぐべき極めて緊急の事柄であります。(拍手)

本決議案の上程せられたる深遠なる理由又深くここに存するものと信ずるのであります。(再び戦争するなよと呼ぶ者あり)

目下拘留中の戦犯者の数は、私の調査によれば、去る六月五日現在において、巢鴨に九百二十五名、比島モンテソルバに百十一名、豫州マヌス島に二百六名、計千二百四十二名でありまして、その内訳は、死刑五十九名、無期刑三百八十九名、長期刑七百九十四名であります。まさにこれらの人々の心情に思いをいたすとき、誠に慄然として膚に粟を生ぜざるを得ません。私は

この際、各位と共に、これらの悲慘なる戦争犠牲者をこれ以上長く放置するに忍びがたきものあり、真に断腸の思いに堪えないのであります。

政府は今や一日も早く平和條約の規定に基き、関係各国との懇請折衝乃至交渉を開始すべきであると思ひます。

現に這般調印された日華條約では、戦犯者に関する條項は国民政府が放棄しております。ために、この條約が批准されれば、これら関係戦犯者が即日釈放せらるることに相成つておるの

は、誠に公正なる措置として、妥協と申さざるを得ません。更に本日調印の運びに至るやに承知いたしております。日印條約においても、インド政府が進んでこの條項を放棄することに相成つておることを承知するのであります。

それにつけても思ふは、昨春乃至一昨年末前後の当時、関係当事国間における対日平和條約草案検討に際し、特に第十一條を削除し得ざりし当時と比較して、その後如何に世界の各国が、正義と人道に即して、歴史上比類なき戦争犯罪者として勝者が敗者を裁くという不合理性に目ざめたかを如実に立証するものではないかと思はざるを得ないのであります。(拍手)

政府はこの機会においてこれらの趣旨を勘案考慮し、速かに米國を初めとする漢洲、フィリピン等に対して極力これらの途を取運すべきものであると信ずるのであります。

私は最後に、ここに改めて戦犯者の助命解放の速かなる措置に出でられんことを、当時戦犯法廷において我を裁きたるこれら関係法廷の、関係各国の、或いはこれらの国民の正義と人道に訴え、加うるに國際連合の靜かなる

精神に鑑みられるところあり、あえて理解と同情を求めて止まざるものであります。

政府はこの際、本日只今、内閣總理大臣吉田茂の名において、靜かに事態を考慮勘案するところあり、深く決意するところあり、本決議案に対する誠意と温情ある態度を披露せられんことを強く要望いたすのであります。

以上本決議案に対する賛成の趣旨を明といたします。(拍手)

○議長(佐藤隆夫君) 一松定吉君。

○一松定吉君 諸君、私は改進黨を代表いたしましたして、本決議案に賛成の意思を表明するものであります。

元來、戦犯といふものそれ自体が、我が國の国内法からすれば犯罪人ではないのです。ことごとく國を思ふ至誠の至り、或る一部の者の相談決意によつてこゝう大戦を惹き起したといふことは、これは私が論するまでもなく事實であることは皆さん御承知の通りであります。(その通り)と呼ぶ者あり

者あり) そういうふうなときに、今、戦争は済み、平和條約は成立し、日本が独立国家となつた今日において、なお且つ周圍に呻吟しておるというその状態は、本當に気の毒千萬であります。これらの人の家族、親族、友人等が、これらの犠牲者に対して寄せられたその心痛は、真に思ひをいたすときにおいて、我々は夜も眠れないくらいにお氣の毒に感じしておるのであります。こゝういふときに、このいわゆる平和條約成立と同時に、我が國は大赦令を發して、そうしていろいろな國家の治安を亂したような人にさへも恩典に浴せしめて、或いはその刑を減輕し、或いは免除し、そうして今日我が國の平和になつたことの喜びを國民に分つた人々を一日も早くこれを救ひ出したいといふことは、國民誰一人反對する者はありません。(拍手) 同いふやうなときに、又これらの人々を拘禁しておりますそれらの國々の人々におきまして、それらの者に対して処刑をするといふことが、それらの國にどういふ利益があるかといふことを考えてみましても、國交回復した今日において、日本國と親密に交際する上からいたしまして、こゝういふ人をでき得べき限り救つてやりたいという感情を持つておることは、私は拜察するに余りあると思ひのであります。(拍手) 同いふ際でありますから、我々は進んで何らかの手によつてこれらの人を救済したい、救ひ出したいと考えておることは、これはもう當然のことであり、國會の中の人々がそうであるのみならず、今、聞くとこゝろによると、全國にこれら救命の運動が行われておつて、

助命運動のために各地において署名を取つておるといふような事柄も、これは當然の事實であります。政府も定めしこゝういふ点に思ひをいたされまして、何らかの手によつてこれを救ひ出したいと考えておることであらうと思ひのであります。幸いに平和條約の第十一條によつて、いわゆる政府の勅告によつて、これら關係國の同意を得ればこれを救出することができるところになつておりますから、政府はこの國民の總意を体しまして、一日も速かにこれが決議案を十分に心して実行して、これらの哀れむべき國家の犠牲者を救ひ出すことに御盡意あらんことを特にお願ひいたしました。この決議案に賛成するわけでありまして。(拍手)

○議長(佐藤隆夫君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤隆夫君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。(拍手)

只今の決議案に対し法務總裁より発言を求められました。木村法務總裁。

(國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手)

○余り反動的なことを言ふな」と呼ぶ者あり

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今御可決になりました決議案に対して政府の所信を申述べたいと思ひます。

現在戦争犯罪に問われまして内地に服役されておるかたが九百二十四名、外地で服役されておるかたが三百數十

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 児童福祉法の一部を改正する法律案

名であるのであります。これらの人々は、長きは十数年、短かいものでも五年以上家郷を離れ、戦時中軍人又は軍属として公務に盡されたのであります。不幸にして戦争犯罪に問われまして、その心中を察しまするときに、誠に同情を禁じ得ないものがあるものであります。殊に、長い間一家の支柱とも言うべき人が不在であつたため、精神的にも経済的にも多大の苦痛を受けておられるこれらの人々、家族のことを思ひますと、全く涙なきを得ないのであります。外地にある戦犯者の内地送還及び助命につきましては、専ら関係国の決するところでありまゝです。政府は、外交折衝によりまして関係国の好意ある措置が実現せられますよう、今後も極力努力を拂う所存であります。

又平和條約の発効によりまして、これら内地にある人々の赦免、減刑及び仮出所の道が開かれたのであります。が、これらの措置は、日本側が勧告し、関係国がこれに同意の旨を決定して行くことができることとなつております。政府におきましては、先般国会の御審議を経ましたこれらの勧告の手續に関する法律を平和発効の日公布施行いたしまして、直ちに関係国に対し、この勧告の方式に同意を求むるよう申入れをいたしておる次第であります。同時に、勧告の際、相手国をして速かに同意せしめるよう、これらの人々に關し、酌量すべき諸般の事情を収集するために目下調査を開始いたしました。今日までに仮出所に関する二百数十名の調査がほぼ完了いたしております。今後、赦免、減刑に関する調査を続々と進める所存であります。政府に

おきましては、今日まであらゆる機会をとらえまして、公式或いは非公式に關係国の好意ある取扱を得べく努力を拂つて参りましたが、今後この努力を續けて参りまして、仮出所は勿論のこと、赦免又は減刑につきましても調査の上、正式に勧告を行ひまして、この不幸な事態を一日も早く解消せしめまして、今日御可決になりましたこの決議に對して全くこれに應ずる覚悟である次第であります。

○議長(佐藤武吉) 日程第一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外五名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案  
右の議案を決議する。  
昭和二十七年六月四日  
発議者

木下 辰雄 松浦 清一  
秋山俊一郎 入交 太蔵  
藤野 繁雄 千田 正  
参議院議長佐藤武吉

水産業協同組合法の一部を改正する法律  
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。  
第八十九條を次のように改める。  
第九十二條第二項中「及び第八十九條」を削る。

○議長(佐藤武吉) 日程第二、児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

第百條第二項中「第二十條から第三十一條まで、第八十九條及び」を「第二十條から第三十一條まで及び」に改める。  
第百二十四條第二項中「第八十一條、第八十二條第二項、第三項若しくは第八十九條(第百條第二項において準用する場合を含む。)」を「第八十一條若しくは第八十二條第二項、第三項」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
〔木下辰雄君登壇、拍手〕  
○木下辰雄君 只今上程されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を申し上げます。この法律案は、水産業協同組合が連合会を作る場合の制限規定を撤廃しようとするものであります。現行法第八十九條によりまゝと、連合会は、その地区が都道府県の区域を超えてはならないこと、又はその所屬する組合の数が三百を超えてはならないことになつております。然るに、諸般の情勢から見まして、速かにこれらの制限を撤廃いたしまして、協同組合系統組織を十分に活用して、水産業の振興を図ることが、極めて重要な事態に立ち至つてゐるのであります。よつて水産業協同組合法の一部を改正して連合会の規模の制限を撤廃しようというのが本案の要旨であります。

本件につきましては、昭和二十三年に本法案が制定されました以来、関係漁民団体からしばしば同様の趣旨の請願陳情がありまして、本院におきましても、その都度これを採択いたしておるのであります。水産委員会といたしまして十分検討を遂げておる問題でありまゝです。委員会におきましては、別に異論もなく、討論を省き、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤武吉) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤武吉) 日程第二、児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書  
児童福祉法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。〕

昭和二十七年六月六日  
厚生委員長 梅津 錦一  
参議院議長佐藤武吉

多数意見者署名  
山下 義信 谷口弥三郎  
藤森 眞治 河崎 なつ  
大谷 盛清 小杉 繁安  
中山 壽彦 深川タマエ

長島 銀藏 井上なつゑ

第三十三條の改正規定の前に次の一條を加える。  
第十一條を次のように改める。

第十一條 都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければならぬ。

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等これらの者の福祉増進に努める。

児童福祉司は、児童相談所長の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

附則第一項を次のように改める。  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

附則第三項の次に次の一項を加える。  
(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第七号中「並びに身体障害児の保護を、身体障害児の保護、児童福祉施設並びに里親」に改める。  
要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法案は児童相談所において一時保護を加えた児童の所持する物

の保管に関する規定を創設するとともに児童福祉を阻害する行為の禁止規定を整備しようとするものであるが、本委員会においてはこれに對する裏付けとして児童相談所に児童福祉司を設置して福祉増進に努めしめるとともに深夜業務の就業禁止規定の実施期日を九月一日からとし、なお、地方財政法の一部を改正して、国が経費の全部又は一部を負担する條項の中に児童福祉施設及び里親に要する経費を追加し、昭和二十八年四月一日から施行する等の点を修正の上議決した。

なお、原案において第三十四條を改正して児童の街商に制限規定を加えることにしたのは、これによつてその福祉を増進しようとする趣旨であつて、禁止そのものが目的でないことは勿論であるので政府は本法の実施にあつてはよくこれを周知徹底せしめ、一面それらの補導又は生活の扶助等万全の方途をつくし福祉の実に欠くる事のないよう努めなければならぬ旨の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失  
この改正によつて児童の福祉を増進し得る利益がある。

三、費用  
本法案の施行によつて特に新たな費用を要しない。

児童福祉法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和二十七年三月十八日  
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案  
児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項を削る。

第三十三條の四を第三十三條の七とし、第三十三條の三を第三十三條の六とし、第三十三條の二を第三十三條の五とし、第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができる。

児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なもの、これを売却してその代価を保管することが出来る。

児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかな場合には、これをその権利者に返還しなければならぬ。

児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、一年以内に申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

前項の期間内に同項の申出がな

いときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。

児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならぬ。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。

第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

第三十三條の三 児童相談所長は、一時保護を加えていた間に児童が逃走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前條第三項の規定により権利者に返還しなければならぬ物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならぬ。

前條第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條の四 この法律で定めるものの外、一時保護に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 児童に午後十時から午前

三時までの間、戸内において、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業

務としてさせる行為  
四の三 戸内において、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として

行つた十五歳に満たない児童を、当該業務を行つたために、風俗営業取締法第一條第一号又は

第二号に掲げる営業を営む場所に立ち入らせようとする行為

第三十四條第二項中「第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條を」第四十一條から第四十四條までに改める。

第六十條に次の一項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第六十一條中「児童の資質の鑑別に從事した者」を相談、調査及び判定に從事した者に改める。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(遺留物に關する経過規定)

2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童

の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」を「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」と改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

「梅津節一君登壇、拍手」

○梅津節一君 只今上程されました児童福祉法の一部を改正する法律案につきましまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。今回改正せんとする要點の第一は、児童相談所において一時保護を加えてある児童が、児童の福祉をそこなう虞のある物を所持しているときには、児童相談所長は、当該児童の福祉のために、その児童に對して一時保護を加えてある間、その物を保管することが出来ることとしたのであります。即ち、従前はこの規定が欠けていたものであります。児童相談所が一時保護を加えた児童のうちには、犯罪行

務としてさせる行為  
四の三 戸内において、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として

行つた十五歳に満たない児童を、当該業務を行つたために、風俗営業取締法第一條第一号又は

第二号に掲げる営業を営む場所に立ち入らせようとする行為

第三十四條第二項中「第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條を」第四十一條から第四十四條までに改める。

第六十條に次の一項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第六十一條中「児童の資質の鑑別に從事した者」を相談、調査及び判定に從事した者に改める。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(遺留物に關する経過規定)

2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童

の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」を「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」と改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

「梅津節一君登壇、拍手」

○梅津節一君 只今上程されました児童福祉法の一部を改正する法律案につきましまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。今回改正せんとする要點の第一は、児童相談所において一時保護を加えてある児童が、児童の福祉をそこなう虞のある物を所持しているときには、児童相談所長は、当該児童の福祉のために、その児童に對して一時保護を加えてある間、その物を保管することが出来ることとしたのであります。即ち、従前はこの規定が欠けていたものであります。児童相談所が一時保護を加えた児童のうちには、犯罪行

の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」を「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」と改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

「梅津節一君登壇、拍手」

○梅津節一君 只今上程されました児童福祉法の一部を改正する法律案につきましまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。今回改正せんとする要點の第一は、児童相談所において一時保護を加えてある児童が、児童の福祉をそこなう虞のある物を所持しているときには、児童相談所長は、当該児童の福祉のために、その児童に對して一時保護を加えてある間、その物を保管することが出来ることとしたのであります。即ち、従前はこの規定が欠けていたものであります。児童相談所が一時保護を加えた児童のうちには、犯罪行

の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」を「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」と改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

「梅津節一君登壇、拍手」

○梅津節一君 只今上程されました児童福祉法の一部を改正する法律案につきましまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。今回改正せんとする要點の第一は、児童相談所において一時保護を加えてある児童が、児童の福祉をそこなう虞のある物を所持しているときには、児童相談所長は、当該児童の福祉のために、その児童に對して一時保護を加えてある間、その物を保管することが出来ることとしたのであります。即ち、従前はこの規定が欠けていたものであります。児童相談所が一時保護を加えた児童のうちには、犯罪行

の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」を「その保護者(親権を行つる者及び後見人を含む。以下同じ。)」と改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

海又は不良行為に深い関係を有する物を所持している者が多い現状でありますので、当該児童の福祉のためにこれを保管することとしたし、その物が当該児童以外の者の所有に属するときは、できるだけ速かにその物につき返還請求権を有する者に返還することとし、その物が当該児童の所有に属するときは、一時保護を解除するときに、その物を当該児童に返還することにいたしていいのであります。なお、その物が当該児童以外の者の所有に属し、而も具体的にその所有者を知ることができないときは、公告をなし、そのまゝ一年経過すると、その物が都道府県に帰属するものとして、物の帰属関係を明らかにしていいのであります。又これと関連いたしまして、一時保護を加えている間に児童が逃走した場合等に遺留物があるときは、右とほぼ同様の方法によつてこれが処理をいたそうとするものであります。

第二点は、児童の福祉を阻害する行為として、深夜、道路その他これに準ずる場所において児童に物品の販売や靴履等を業務としてさせること、及びカフェー、キャバレー等の風紀上児童にとつて好ましくない場所等に児童を入らせて、花売りその他物品の販売を業務としてさせることを禁止していいこととあります。従来はこれらの行為は労働基準法に基く労働関係にない場合にはこれを禁止する規定がなく、従つて、保護者その他の大人が深夜に児童を使つて街頭労働をさせたり、又は、児童をカフェー、キャバレー等に出入させて、いわゆるいたいけなさを利用し、酔客等に対し花や菓子等を売らせて来たことが、間々見受けられたの

でありましたが、それらの雰囲気は児童の心身に及ぼす悪影響は測り知れないものがありますので、今回児童福祉の見地から、かかる行為をさせることを禁止しようとするのであります。

第三の改正点は、児童の福祉を阻害する行為の禁止規定の罰則について新たに罰則規定を創設しようとするものであります。以上がこの法案の概要であります。

厚生委員会は四回に亘り開会いたしまして、慎重審議を重ねたのであります。即ち、先ず厚生当局より本案の提案理由の説明を聴取した後、熱心なる質疑応答を交わすと共に、労働省及び文部省の関係官、並びに参考人として警視庁少年防犯課長、中央児童福祉審議会委員長及び中央社会福祉協議会児童部長等の出席を求めまして、本改正案に関する意見を聴取して、審議の参考に資した次第であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものについて申し上げますと、先ず「年少者の労働問題については労働基準法によつて十分取締れると思うが、特に児童福祉法を改正してこれを取締ろうとする理由はどこにあるか。又街頭労働を取締るだけでは児童福祉法の増進にはならない。却つてその生活を脅かす結果になると思うが、これに對しては如何なる措置を講ずるか。」との質問に對しまして、厚生大臣より「雇用関係にある年少者の労働については労働基準法で取締り得るが、雇用関係のない者については取締り困難である。よつて児童福祉法を改正して、これら雇用関係のない児童を雇使より保護し、その福祉の増進を図るのが狙ひである。又取締だけでは勿論児童福祉の増進にはならないので、一面においては職業補導を強化して、正常な職業に就かしめると共に、他面、生活保護法の適用に遺憾なきを期する」旨の答弁がありました。次に「今回の改正措置が一般社会に及ぼす影響は重大である。法の運用については万全の措置を講ずる必要があると思ふが所見如何」との質問に對しましては「法の実施については関係方面と緊密なる連絡を保ち、特に児童福祉司、児童委員等の活動を強化促進して、趣旨の徹底化を図る」との答弁でありました。なお「児童福祉の増進せしめるには、児童指置費を速かに平衡交付金より国庫補助金に還元する必要があるが、所見如何」との質問に對しまして、厚生大臣は「明年度の予算編成の際には必ずこれが実現するよう努力する」と言明されたのであります。

右のほか、なお幾多の重要な質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたします。而して今回の改正は一見簡單のようではあります。その実、社会的に重大な影響を及ぼすものであり、更に詳細にこれを検討する必要があるもので、これが審議を小委員会に付託いたしましたのであります。

小委員会におきましては、慎重審議の結果、本案に對して修正を加える必要を認め、修正案を決定して、山下小委員長より報告を受けた次第であります。修正案の要点は、第一に児童福祉法第十一條により「都道府県に、児童福祉司を置く」と相成つておりました、その身分関係、殊に児童相談所長との関係が明確でないところ、これを、児童相談所には必ず児童福祉司を置き、その身分関係も児童相談所長に直結して、その命を受けて職務を行うこととすることとあります。第二に、施行期日の点であります。この法律は公布の日から施行することと相成つておりましたが、第三十四條第一項の改正規定、即ち児童の街頭労働の取締は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定、即ち地方財政法の改正規定は昭和二十八年四月一日から施行することとすることとあります。第三に、地方財政法第十條第七号を改正して、児童福祉施設並びに里親に要する経費に對しても、国がその経費の全部又は一部を負担することとする、換言すれば、来年四月から児童指置費を平衡交付金より国庫補助金に切り換へることとあります。以上の三點であります。右のうち地方財政法の改正の件につきましては、特に岡野國務大臣の出席を求めて、その所見を質しましたところ、同大臣は「児童指置費を平衡交付金から国庫補助金に還元する問題については、趣旨において賛成であり、その実現に努力したが、止むを得ざる理由のため実現を見るに至らないのは甚だ遺憾に思ふ。目下地方財政税制制度を根本的に解決するため鋭意検討中であるから、本問題も近々解決を見ることが思ふ。暫時猶予願ひたい」旨の答弁があつたのであります。而して厚生委員会といつたしましては、右小委員長報告の修正案を全員異議なく承認した次第であります。

かくして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、中山委員長より、小委員長報告の修正案並びに修正を除く部分

については政府原案にそれ／＼賛成する旨を述べた後、次のような附帯決議の動議を提出されました。即ち、今回第三十四條を改正して児童の街商に制限規定を加えることにしたのには、これによつてその福祉を増進しようとする趣旨であつて、禁止そのものが目的でないことは勿論である。よつて政府は、法の実施にあつてはよくこれを周知徹底せしめ、一面それらの轉導又は生活の扶助等万全の方途をつくし、福祉の実に欠くることのないよう努めなければならぬ。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正の通り議決せられました。  
○議長(佐藤尚武君) 日程第三、農業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第四、農業災害補償法臨時特例法案、



昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 農業災害補償法の一部を改正する法律案外二件

定を受けた農業共済組合(以下「指定組合」という。)については、当該共済目的に係る農作物共済の共済金額は、農業災害補償法第六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百一十一号)附則第四項の規定にかかわらず、当該指定組合の組合員の平均における水稻又は麦の收穫量の百分の八十に相当する石数を、收穫物の石当り価格の百分の八十を標準として、水稻にあつては全国一律に、麦にあつては都道府県又は都道府県内の地域ごとに一律に農林大臣が定める金額(以下「石当り共済金額」という。)に乘じて得た金額とする。

2 農業災害補償法第十二條第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合及び同法第七條第二項の規定により基礎共済掛金率を定める場合における共済金額は、指定組合についても、前項の規定にかかわらず、同法第六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定により計算する。

3 農業災害補償法第三十五條第一号の規定により政府の再保険金額を定める場合及び同法第三十七條第一号の規定により政府の支拂うべき再保険金を定める場合において、通常標準被害率を乗ずべき総保険金額は、指定組合に係るものについても、第一項の規定にかかわらず、同法第六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定による共済金額に基いて計算する。

(共済掛金率等)

第四條 指定組合については、当該共済目的に係る農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除いて得た率を、当該市町村(地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区)又は特別区の属する危険階級の基礎共済掛金率に乘じて得た率(以下「農家單位共済基準共済掛金率」という。)を下らない範囲内において定款で定める。

2 指定組合を会員とする農業共済組合連合会の保険料率は、指定組合の当該共済目的に係る農作物共済については、農家單位共済基準共済掛金率と同率とする。

3 指定組合を会員とする農業共済組合連合会が政府に納入すべき再保険料の計算については、共済目的の種類ごとに、当該総保険金額を指定組合に係るものと指定組合以外の農業共済組合に係るものとに區別し、指定組合に係る保険金額に適用すべき再保険料率は、指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除いて得た率を、農家單位共済基準共済掛金率と乘じて得た率とする。

(共済金)

第五條 指定組合は、各組合員についての共済事故による耕地ごとの減収の合計が平均におけるその組合員の收穫量の百分の二十をこえない場合は、そのこえた部分の石数を石当り共済金額に乘じて得た金額に相当する共済金をその組合員に支拂うものとする。

(会計の区分経理)

第六條 指定組合は、この法律により共済事業を行う共済目的については、その共済目的の種類ごとに、他の共済目的と会計を区分して経理しなければならない。

2 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、この法律により共済事業を行う共済目的に係る会計のうち、指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

(剰余金の処分)

第七條 指定組合は、この法律により行う共済事業から生じた毎事業年度の剰余金を、共済目的の種類ごとに、その指定組合の当該共済目的に係る共済掛金率から農家單位共済基準共済掛金率を控除した率を總共済金額に乘じて得た金額を限度として、省令の定めるところにより、組合員に分配することができる。

2 指定組合は、前項の規定により分配をしてなお剰余があるときは、省令の定めるところによりこれを積み立てなければならない。

3 農業災害補償法第三十一條及び第二百二條の規定は、指定組合がこの法律により行う共済事業については、適用しない。

(準備金の拂い戻し)

第八條 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、それぞれの種類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該組合員に拂い戻さなければならない。

2 指定組合がこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、当該事業に係る準備金及び前項の規定により拂い戻しを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に拂い戻さなければならない。

(指定組合の組合員に対する補助)

第九條 国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家單位共済基準共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支拂うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徴収)

第十條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該組合員に拂い戻さなければならない。

2 指定組合がこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、当該事業に係る準備金及び前項の規定により拂い戻しを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に拂い戻さなければならない。

(指定組合の組合員に対する補助)

第九條 国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家單位共済基準共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支拂うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徴収)

第十條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該組合員に拂い戻さなければならない。

2 指定組合がこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、当該事業に係る準備金及び前項の規定により拂い戻しを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に拂い戻さなければならない。

(指定組合の組合員に対する補助)

第九條 国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家單位共済基準共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支拂うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徴収)

第十條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない期間内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

第二十條 農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第...号)第九條ノ規定ニ依ル補助金ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間農業勘定ノ歳出トス

審査報告書

農業共済基金法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

農林委員長 羽生 三七

参議院議長 佐藤 尚武殿

多数意見者署名

|        |       |
|--------|-------|
| 飯島連次郎  | 片柳 眞吉 |
| 滝井治三郎  | 山崎 恒  |
| 岡村文四郎  | 三橋八次郎 |
| 宮本 邦彦  | 三浦 辰雄 |
| 小林 亦治  | 加賀 操  |
| 駒井 藤平  | 白波瀬米吉 |
| 北村 一男  | 島村 軍次 |
| 松永 義雄  | 西山 龜七 |
| 池田宇右衛門 | 小林 孝平 |

第十五條第三項中「五年以内に投資の拂込」を、「出資の拂込」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 前項の規定による拂込は分割の方法によつてするものとし、第一回の拂込は、拂込金の総額が一億円をこえない範囲内においてするものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

農業災害補償制度は長期均衡の観念を基礎として、成立しているものであつて短期間についてみれば、共済掛金の収入以上に共済金の支拂を要する事態が発生するのは当然である。本法案は、かような場合における農業共済組合連合会の不足金に対する資金の供給の便に資し農業共済制度の運営の円滑を期するため出資金三十億円（政府と農業共済組合連合会との半額宛の共同出資とし、農業共済組合連合会の出資金の拂込は五ヶ年以内において分割拂込とする）をもつて農業共済基金を設立することとし、この基金の設立、運営及び監督等について規定せんとするものであつて、委員会においては多数をもつて、農業共済組合連合会の出資金の拂込については農家の経済及び災害の状況等に即応して弾力性を持たせることが適當であるとの見解によつて、原案において、拂込期限は「五ヶ年以内」と規定せられてゐるのを削除して、これを定款に委ね、又第一回拂込金は「一億円を下つてはなら

ない」とあるのを、「一億円をこえない範囲内においてするものとする」と修正するのを適當と認めた。

二、事件の利害得失

農業共済組合連合会の不足金に対する資金の供給の便に資し農業共済制度の円滑なる運営を期待することができる。

三、費用

政府の出資金として十五億円を必要とし昭和二十七年一度一般会計予算に計上せられてゐる。

農業共済基金法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

農業共済基金法案

農業共済基金法

目次

- 第一章 総則（第一條―第六條）
- 第二章 設立（第七條―第十三條）
- 第三章 会員（第十四條―第十七條）
- 第四章 管理（第十八條―第三十二條）
- 第五章 業務（第三十三條―第三十六條）
- 第六章 會計（第三十七條―第四十條）
- 第七章 監督（第四十一條―第四十四條）
- 第八章 補則（第四十五條―第五十條）

第九章 罰則（第五十一條―第五十四條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 この法律は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、畜産共済及び家畜共済について、その保険金の支拂に必要な資金の供給を円滑にするため、農業共済基金を設立し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とする。

（人格）

第二條 農業共済基金（以下「基金」といふ。）は、法人とする。

（名称の使用制限）

第三條 基金でない者は、農業共済基金という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（主たる事務所）

第四條 基金の主たる事務所は、東京都に置く。

（基金の住所）

第五條 基金の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

（資本金）

第六條 基金の資本金は、三十億円とする。

（登記）

第七條 基金は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

（登記）

第八條 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければならない。

これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 設立

（設立委員）

第七條 農業共済組合連合会（以下「連合会」といふ。）は、省令の定めるところにより、設立準備会を開き、設立委員を選任しなければならない。

（設立準備会）

第八條 前項の設立準備会の議事は、三分の二以上の連合会が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

（設立委員の選任）

第九條 設立委員の数は、八人以上とし、そのうち少くとも半数は、連合会の理事でなければならない。

（設立準備会の組織）

第十條 設立委員は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならない。

（創立総会）

第十一條 創立総会は、定款案の作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならない。

（創立総会の議決権）

第十二條 創立総会の議事は、半数以上の連合会が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

（創立総会の組織）

第十三條 創立総会は、定款案の作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならない。

（設立の認可）

第十四條 設立委員は、創立総会の終了後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十五條 設立委員は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告

書を提出しなければならない。

（理事長への事務引渡）

第十六條 前條第一項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を理事長に引き渡すとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

（出資の拂込）

第十七條 理事長は、前條の規定による事務の引渡を受けたときは、連合会にその出資の第一回の拂込をすべき旨の通知をしなければならない。

（政府の出資）

第十八條 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條第二項の出資金の全額を拂込込まなければならない。

（設立登記の申請）

第十九條 理事長は、政府の出資の拂込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

（成立の時期）

第二十條 基金は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 会員

第二十一條 基金が成立したときは、連合会は、すべて基金の会員となる。

（全連合会の加入）

第二十二條 基金が成立したときは、連合会は、すべて基金の会員となる。

（出資）

第二十三條 会員が出資すべき金額は、合計十五億円とし、その会員の別配分は、定款で定める。

（前項の規定による出資金の配分）

第二十四條 前項の規定による出資金の配分は、第一号に掲げる金額の会員相

互間の割合を基準としてしなければならぬ。但し、出資金の一部は、第二号に掲げる金額の会員相互間の割合を基準として配分し、又は各会員に平等に配分することができる。

一 会員ごとに、農作物共済及び養蚕共済について、共済目的の種類別に、それぞれによつて算出した金額と、死亡座用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に、それぞれによつて算出した金額とを合計した金額

イ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七年事業年度に適用すべき通常共済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定総保険金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七年事業年度に適用すべき通常標準被害率をこえる事業年度については、当該通常標準被害率をその被害率とみなして計算する。

ロ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めるところにより、昭和二十七年事業年度に適用すべき地域別の共済掛金標準率に基いて算出した率をこえる部分を計算し、これを合計した率を省令で定めるところにより算出さ

れる推定総保険金額に乘じて得た金額

二 会員ごとに、農作物共済、養蚕共済及び死亡座用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定総保険金額を合計した金額

三 会員は、定款の定めるところにより五年以内に投資の拂込をしなければならない。

四 前項の規定による第一回の拂込金の総額は、一億円を下つてはならない。

五 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて基金に対抗することができない。

六 会員の責任は、その出資額を限度とする。

(議決権)  
第十六條 会員は、各、一箇の議決権を有する。

二 会員は、定款の定めるところにより、第二十五條第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、他の会員を代理人として議決権を行うことができる。

三 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

四 代理人は、二以上の会員を代理することができない。

五 代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない。

(持分の譲渡禁止)  
第十七條 会員の持分は、譲渡することができない。

#### 第四章 管理

(定款)  
第十八條 基金の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 事務所の所在地

五 資本金の総額

六 出資に関する規定

七 会員に関する規定

八 役員に関する規定

九 総会及び運営委員会に関する規定

十 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十一 準備金に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

(役員)  
第十九條 基金に、役員として理事長一人、理事三人、監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)  
第二十條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

二 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の事務を掌理し、理事長に事故があるときには理事長の職務を代理し、理事長が欠員のときは理事長の職務を行う。

三 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の選任及び任期)  
第二十一條 役員は、定款の定めるところにより、総会で選任する。

但し、設立当初の役員は、創立総会で選任する。

二 理事長又は設立委員は、前項の規定による役員の選任があつたときは、遅滞なく、これについて農林大臣に認可を申請しなければならない。

三 役員の選任は、前項の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

四 役員が欠員となつたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。

五 役員の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の退任)  
第二十二條 役員は、左に掲げる場合には、その職を失う。

一 任期が満了したとき。

二 辞任の申出につき、総会の承認があり、農林大臣がこれを認可したとき。

三 総会でその解任の議決があり、農林大臣がこれを認可したとき。

四 第四十四條第二項の規定により解任されたとき。

二 第三十條第二項の規定は、前項第三号の解任の議決に準用する。

(役員の兼職禁止)  
第二十三條 理事長又は理事は、監事と兼ねてはならない。

(理事長及び理事の自己契約等の禁止)  
第二十四條 基金が理事長又は理事と契約をするときは、監事が、基

金を代表する。基金と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(会員に対する通知又は催告)  
第二十五條 基金が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の住所に於てれば足りる。

二 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

三 前項の通知は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)  
第二十六條 理事長は、定款を各事務所に備えて置き、且つ、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

二 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)  
第二十七條 理事長は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

二 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

九〇七四

3 理事長は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

#### (民法の準用)

第二十八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條法人の不法行為能力）、第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権、仮理事）、第六十條（通常総会）及び第六十一條（臨時総会）の規定は、役員に準用する。この場合において、同法第四十四條、第五十三條及び第五十五條中「理事」とあるのは「理事長及理事」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」と読み替へるものとする。

#### (運営委員会)

第二十九條 基金に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、定款の定めるところにより、業務の運営に関する重要事項につき、理事長の諮問に應ずるものとする。

3 運営委員会は、委員十三人で組織する。

4 委員は、会員を代表する者八人及び基金の業務に關し學識経験を有する者五人をもつて充てる。

5 委員は、役員と相兼ねてはならない。

6 第二十一條第一項の規定は、委員の選任に準用する。

7 委員の任期及び退任について

は、定款の定めるところによる。

#### (総会の議決)

第三十條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

#### 一定款の変更

二 業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失金処理案

2 定款変更の議決は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

3 定款の変更及び剰余金処分案又は損失金処理案は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十一條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

#### (民法の準用)

第三十二條 民法第六十四條（総会の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定は、総会に準用する。

#### 第五章 業務

#### (業務の範囲)

第三十三條 基金は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 農作物共済、畜産共済又は家畜共済に係る保険金の支拂に關して会員が必要とする資金の貸付

二 農作物共済、畜産共済又は家畜共済に係る保険金の支拂に關して会員が負担する債務の保証

#### (業務方法書)

第三十四條 基金は、業務開始の際、業務方法書を定め、これを農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法、業務の委託の要領、余剰金の運用の方法その他省令で定める事項を記載しなければならない。

#### (業務の委託)

第三十五條 基金は、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関に対し、省令の定めるところにより、その業務の一部を委託することができる。

2 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行う農業協同組合連合会は、同條第五項の規定にかかわらず、第一項の規定により委託された業務を行うことができる。

#### (貸付金等の使用)

第三十六條 会員は、基金から貸付を受けた資金又は基金の保証に係る借入金金を農作物共済、畜産共済又は家畜共済に係る保険金の支拂以外の目的に使用してはならない。

2 会員が前項の規定に違反して資金又は借入金金を他の目的に使用したときは、基金は、定款の定めるところにより、当該会員に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他の措置をとるべきことを請求することができる。

#### 第六章 會計

第三十七條 基金は、事業年度ごとに、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めて、当該事業年度の開始前にこれを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これに變更を加えようとするときもまた同様とする。

(損失てん補準備金)

第三十八條 基金は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(特別積立金)

第三十九條 基金は、前條第一項の準備金を積み立ててなお剰余金があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金の処分については、別に法律で定める。

#### (余剰金の運用)

第四十條 基金は、左の方法以外の方法によりその業務上の余剰金を運用してはならない。

一 農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二 国債証券、地方債証券又は農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関の発行する債券の保有

#### 第七章 監督

#### (報告及び検査)

第四十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、基金若しくは第三十五條第一項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対して報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務若しくは會計の状況を検査させることができる。但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法令等の違反に対する措置)

第四十二條 農林大臣は、前條第一項の規定による検査の結果、基金の業務又は會計が、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると

認めるときは、基金に對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

#### (議決の取消)

第四十三條 農林大臣は、總會の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、議決の日から一箇月以内にその議決を取り消すことができる。

#### (役員の変更命令)

第四十四條 農林大臣は、基金が第四十二條の命令に違反したとき又は基金の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは業務方法書に違反したときは、基金に對し、期間を指定して、その役員全部又は一部の改選を命ずることが出来る。

2 農林大臣は、基金が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することが出来る。

#### 第八章 補則

##### (連合会のきよ出金の徴収)

第四十五條 連合会は、その基金に對する出資金の額の範囲内で、定款で會員別に定める金額のきよ出金を、定款の定めるところにより、当該會員から徴収することができる。

2 前項の規定によるきよ出金の各會員への配分は、各會員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に省令の定めるところにより算出される

推定総共済金額に、それぞれ昭和二十七年事業年度に適用すべき基準共済掛金率(家畜共済にあつては、共済掛金標準率)を乗じて得た金額を會員ごとに合計した額の會員相互間の割合を基準としてしななければならない。但し、きよ出金の一部は、各會員に平等に配分することが出来る。

3 農業災害補償法第九十條(共済掛金等の相殺の禁止)の規定は、第一項の規定によるきよ出金の徴収に準用する。

4 連合会は、前三項の規定によるきよ出をさせたときは、その詳細を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(組合のきよ出金の徴収)

第四十六條 組合は、前條の規定によりきよ出すべき金額の範囲内で定款の定めるところにより決定される額のきよ出金を、省令の定めるところにより、組合員から徴収することが出来る。

2 前項の規定によるきよ出金の各組合員への配分は、各組合員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済について共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定共済掛金額の合計額の組合員相互間の割合を基準としてしななければならない。但し、きよ出金のうち省令で定める割合をこえない部分については、各組合員に平等に配分することが出来る。

3 農業災害補償法第九十條(共済掛金等の相殺の禁止)及び第百八

條(共済掛金の滞納処分)並びに前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

#### (特別きよ出金の徴収)

第四十七條 組合が前條第一項の規定による最初のきよ出金の額を決定した後組合員に加入した者は、省令の定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定によりきよ出すべきものと定められた金額に相應する額の特別きよ出金を組合に納付しなければならぬ。

2 組合は、前項の規定により納付された特別きよ出金を滞滞なく連合会に納付しなければならぬ。

3 前條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(きよ出金の扱いと準備金)

第四十八條 連合会は、前條第二項の規定により納付された特別きよ出金をきよ出金扱いとし準備金として積み立てなければならぬ。

2 きよ出金扱いもどし準備金は、次條第三項の規定による交付金に充てる場合及び省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

(きよ出金の扱いもどし等)

第四十九條 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終においてその組合員が納付したきよ出金又は特別きよ出金に相當する金額を拂いもどさなければならぬ。

2 組合は、前項の規定による拂い

もどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することが出来る。

3 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならぬ。

4 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、きよ出金扱いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に對しその不足する額の資金を交付すべきことを請求することが出来る。

5 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を当該連合会に交付しなければならぬ。

(基金の解散及び清算)

第五十條 基金の解散及び清算については、別に法律で定める。

第九章 罰則

第五十一條 基金又は受託者の役員又は職員が第四十一條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十二條 左の場合には、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第三十四條第一項の規定による認可又は第三十七條の規定による承認を受けなかつたとき。  
二 この法律又はこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、

又は不実の登記をしたとき。

三 第二十六條第一項若しくは第二十七條第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六條第二項若しくは第二十七條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

四 第二十八條で準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

五 基金の業務の範囲外の業務を行つたとき。

六 第三十八條又は第三十九條第一項の規定に違反したとき。

七 第四十條の規定に違反したとき。

第五十三條 左の場合には、組合又は連合会の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第四十五條第四項(第四十六條第三項又は第四十七條第三項で準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

二 第四十七條第二項の規定に違反したとき。

三 第四十八條の規定に違反したとき。

第五十四條 第三條の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「リ 削除」を「リ 農業共済基金法（昭和二十七年法律第 号）」に改める。

3 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ二の次に次の一  
号を加える。

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「食糧営団、」の下に「農業共済基金、」を、「食糧管理法、」の下に「農業共済基金法、」を加える。

6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「農業共済組合及び同連合会」の下に、「農業共済基金」を加える。

7 地方税法（昭和二十五年法律第  
二百二十六号）の一部を次のよう  
に改正する。

第二百九十六條中「農業共済組

8 經濟關係割則ノ整備ニ関スル法  
合連合会、」の下に「農業共済基  
金、」を、第七百四十三條第五号  
中「農業共済組合連合会、」の下に  
「農業共済基金、」を加える。

律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「入 削除」を「入  
農業共済基金及農業共済基金法  
(昭和二十七年法律第 号)第三  
十五條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ  
受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金  
融機關」に改める。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君　只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案、農業共済基金法案の三法案について、農業委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

これらの三法案は、いずれも農業災害補償制度に関する法律案でありまして、相関連いたしておりますので、委員会におきましては、これら三法案は一括審議を行うことを適当と認め、一括審査を行いましたので、従つて審査報告もこれを取りまとめて行うことになりましたと存じます。

先ず只今の法律案の内容についてその概略を御説明いたします。

最初は農業災害補償法の一部を改正する法律案についてでありまして、本法律案は政府原案に対して衆議院で修正が加えられて本院に送付せられたのでありますが、政府原案は現行法に対して大要次のような改正を行わんとするものであります。即ち第一は、現行法は、その第十二條において、農業共

済組合が支拂うべき水稻、陸稻及び麦等の食糧農作物を共済目的とする農作物共済に係る共済掛金の一部を食糧實業特別会計が負担することとし、而してその負担金を食糧の消費者がこれを負担するように食糧の売渡価格を定めなければならないことに規定いたしておるのでありますが、併しこの規定は、農業災害補償制度創設以来、毎年

臨時的立法措置によつてこれが適用が除外せられ、食糧の消費者負担を取りやめて一般会計において国庫が負担して來たのでありますが、かような経緯に鑑み、これを恒久化して、今後は一定の率によつて国庫が負担することとなし、なお査詢を共済目的とする養蠶共済並びに牛又は馬の死亡廃用共済にあつても、その共済掛金について、こ

れが一定率を昭和二十四年から昭和二十六年までの期間を限つて國庫が負担することに規定せられているのを、これとれ又今後恒久的に國庫が負担することになさんとするものであり、第二は、農業共済団体の役員は總會においてこれを選舉することになっているのであります、農業共済組合の役員については、農村の事情に即応して、定款の

町村内の適當な所に投票所を設けて選舉することができることとなさんとするものであり、第三は、農業共済団体の役員の任期は一カ年を原則とし、定款で定めたときは二年以内とすることができることになっているのであります。役員の能率の發揮に資するため、三年以内において定款で定めること

となし、その任期を延長することとなさんとするものであり、その第四は、農業共済団体の業務又は会計に對

する行政庁の検査は、従来は所定の條件によつて、組合員から請求があつた場合、又は農業共済団体の業務又は会計が法令等に違反している疑いがあると認められるときに限つてこれを行うことができることとなつていたのでありますが、業務の健全な運営を期するため、随時これを行うことができますこととなきとするものであります。か

かる政府の原案に対して、衆議院において、農業共済団体に対する行政庁の検査は、政府原案による随時検査ばかりでなく、毎年一回常例検査を行わなければならないこととし、又農業共済団体において組合員に対して行う国庫が負担する事務費以外の事務費の賦課についてこれを規正せんとする修正を加えたのであります。

次は農業災害補償法臨時特例法案についてでありますが、本法律案の提出の理由については、現行農業災害補償法においては、水稻及び麦の農作物共済は、耕地の各筆ごとに引受けて、各筆ごとに三割以上の被害があつた場合に補償が行われる建前になっておるのであります、このやり方においては、農家全体としては平年作であつても、

一部の耕地が三割以上の被害があれば、補償が受けられるのでありますが、併しその半面、病害虫等によつて全体として相当な被害を受けた場合でも、各筆の被害がそれより三割以内であると、きは其済金の支拂を受けることができません。このような不合理がありますので、將來は農家單位に引受け、農家單位に補償する其済方法にすることが制度の懸念するところである。

旨に鑑みて必要ではないかと考えるわけでありまして、かような事情に鑑み、水稻又は麦にかかる農作物共済を

行う全国の農業共済組合の中から一定の基準の下に約五％の組合を選定し、この組合について、従来行われている耕地一筆単位の共済と異なる、いわゆる農家単位の共済を一定期間試験的に実施し、この実施成績を検討の上、農業災害補償制度の根本的な改正を図ろうとするものであると述べられておるのであります。

而してその実施方法を規定せんとするのが本法律案の趣旨でありまして、これが内容とするところは、大要次のようであります。即ち第一は、共済金額と共済金についてでありまして、これは水稻及び麦につきそれぞれ收穫物の石当り価格の八〇%を標準として石当り共済金額を定めて、この石当り共済金額に平年作における収量の八〇%を

乗じた金額を各農家の共済金額とし、各農家の共済事故による耕地ごとの減収量を合計したものがその農家の平年における収量の二〇％以上となつた場合に、石当り共済金額にその二割を超えた数量を乗じた金額を共済金として補償することとし、第二は、共済掛金でありまして、農家單位の共済を行なつた場合には共済金が減り、又共済

掛金の支拂も減少するものと予想されますが、併しこの点の資料がありませんので、組合単位では、一応現行通りの掛金額を積み、現行通りの保険料を連合会に納めることとし、而してこの間における農家負担の調整と、試験の実施を奨励する意味合いにおいて、農家負担掛金の二分の一に相当する額の補助金を国庫から当該農家に対して

て、実験期間中に農家單位共済から生じた剰余金は実験終了後に当該農家に交付することなし、又會計を区分し

拂戻すことになつてゐるのであります。

次は農業共済基金法案についてであります。農業災害補償制度は長期均衡の観念を基礎として成立してゐる制度でありますから、短期間について見れば、保険金の支拂責任額が当該年度の手持保険料の額以上に上り、不足金を生ずる事態が発生するわけでありまして、この不足金に對して資金を融通することは本補償制度運営上欠くことのできない措置でありまして、而してかかる融資については、災害発生の際に度急対応策を講ずるにとどまらず、恒久的対策として制度化せらるべき問題と考えられ、国の再保険金支拂については、過般農業共済再保険特別会計法の改正によつて基金勘定が設置せられたのであります。農業共済組合連合会については、受信能力においても、又金利負担能力においても極めて乏しいにもかかわらず、従来これら資金供給のための制度を欠いておりました。罹災農民に對する共済金の支拂が遅延し、本補償制度の円滑な運営に支障となつていた経過に鑑み、連合会に保険金支拂のための準備基金を設け、共済金の迅速且つ円滑な支拂を制度として保証せんとするのが本法案を提案するに至つた理由とされております。

而してその内容は、大要次のようであります。即ち先ず本基金の出資金であります。基金の出資金はこの際、而も必要限度の三十億円にとどめ、爾後必要の場合には財政資金の導入等によつて基金の運用に遺憾なきを期したいと述べられております。而してこの基金の出資は、本補償制度の性格から見て、補償体系の一環として、国がその責任の

すべてを負担すべきものとも考えられますが、併し他面、国の財政の現状並びに連合会が基金制度の受益者たる地位にあるとの理由によつて、政府と連合会の半額ずつの共同出資とし、なお連合会の出資の支拂は五カ年以内において分割拂込によることとなしてあるのであります。その他、基金の設立、会員、運営及び監督等について規定し、会員は農業共済組合連合会を以て強制加入とし、役員は理事長一人、理事三人、監事二人であつて、いずれも總會において選任して農林大臣の認可を受けることとし、理事長の諮問機關として、会員代表八人、学識経験者五人からなる運営委員会を置くこと等が明文化されてゐるのであります。

委員会におきましては、農業災害補償制度を現行のうちに強制的な制度とするか、或いは任意的な制度とするか、その適否、農作物共済にかゝる共済掛金の国庫負担額算定方法の当否、新規導入家畜に對する死亡費用共済掛金の軽減、建物共済の現状、建物共済のあり方及び建物共済をめぐる農業協同組合と農業共済組合との競合の調整、臨時特別法案による農家單位共済の施行は、農家單位共済を実施することを前提として、これがため必要な資料を得ることを目的とするものであるか、或いは一筆單位共済と農家單位共済との得失を比較検討するためのものであるか、その真意。本試験はこの程度の規模及び年限を以て果して信をおくに足る成果を収めることができるか、農業共済基金法案について、基金なる特殊な機關を新たに設けることの要否、資金の必要額、資本金額の適否及びその不足対策、並びに今後における

増資方針、資本金の半額を農業共済組合連合会の出資とするものの可否及びこれが拂込の能否、農業共済組合連合会の出資金の各連合会に對する配分方法の適否、資金の貸付方法、出資金に對する配当、農業共済組合連合会における事業不足金の現況及び今後の措置、その他の問題について真摯な質疑が交わされたのであります。これが詳細については會議録に譲ることをお許し願ひたいのであります。

而してその中でも、關心は、特に、基金なる特殊な機關を新たに設けることの要否、資本金の必要額、資本金の半額を農業共済組合連合会の出資、延いては農家の負担とすることの可否に注がれたのであります。連合会の保険金の支拂に必要資金の供給を滞り且つ円滑にすることは、農業災害補償事業の運営の健全を期するため極めて肝要なことであるが、併しかような資金は、農業災害補償制度の性格に鑑みて、その必要額の全額を国の責任において融通すべきものであつて、本法案に見るやうに、その半額を農家から出資せしめることは、その趣旨において妥當を欠くものであり、更に農家經濟の現況において、かような資金を農村から吸い上げることとなさんとするがごときは無謀の措置であつて、我が國農業に對する政府の認識を疑わざるを得ない。而も基金というやうな特殊な機關を新たに設けることは、出資を増大して資金コストを引上げる結果となり、適正な措置とは認められぬ。なお三十億円程度の資本金では所期の目的が達せられるか疑わしい。よろしく政府は全額國庫の負担で十分な資金を用意し、農業共済再保険特別会計或いは

既設金融機關を利用してコストの低い資金を融通することとすべきではないか」との趣旨の質問に對して、政府當局からは「十五億円の出資は、農家に對しては容易ならざる負担と思われるのであるが、基金は農業共済組合連合会の事業不足金の融資が目的であつて、現行農業災害補償制度は、いわば國と農家との共同事業となつており、その制度の一環として連合会段階の基金を考へる場合、基金の出資も國と農家が共同で分担するといふことも考へ得るのではないかとと思われる。尤も農家經濟に及ぼす影響並びに農家の負担を勘案して、政府の出資は設立と同時に一度に十五億円を拂込み、農家の出資十五億円は五カ年以内に分割して拂ふこととしたのである。更に又、今回水稲の利率改訂に當つて、従來行われて來た安全割増が廃止された事情も考へ合せたのである。資本金三十億円は少額であると言わざるを得ない。近い將來において数十億円の資金が必要となる事態も起り得ると考えられる。併しこれは將來における災害如何によることであつて、断定しかねるが、今後漸次國の負担を増して基金の内容を充実したい。而して農家の出資を期待する關係上、資金の取扱は特別会計等によることは適當でない」と認められ、今回計画した基金制度という新たな機關を設けることとしたい」といふ趣旨の答弁がなされたのであります。

かくて質疑を打ち切り、續いて討論採決の運びとなりました。先ず農業災害補償法の一部を改正する法律案について衆議院送付案を議題に供し、討論に入りましたところ、島村委員から「現行農業災害補償制度に關する各方面からの批判に鑑み、徹底的検討を加へ、抜本的対策を講ずること、及び建物共済に關して農業共済組合及び農業協同組合同團體の關係を調整すること」等の希望を付して賛成があり、續いて採決の結果、多数を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定し、

次に農業災害補償法臨時特別法案を議題に供しましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定し、續いて農業共済基金法案を議題に供しましたところ、討論に先立ち、島村委員から、本法の運用について次のやうに政府に對し申入れることについての動議が提出せられ、全会一致を以てこの動議は成立、直ちに政府に申入れを行なつたのであります。その申入れの要旨は次の通りであります。

農業共済基金法の運用に關する申入れ  
農業共済基金法が成立し、これが実施せられる場合において、その運用に當つて特に次の事項について遺憾なきを期せられたい、右申入れする。  
(一) 今後農業共済基金の資金の増加に努め、しかして増資は政府の出資の増加を以てこれに充て、全員の出資の増加はこれを避けること。  
なお、資本金の増額に至る過程における連合会の事業不足金に對しては、政府において遺憾なく融資の措置を講ずること。  
(二) 会員出資金の拂込並びに農業共済組合及び組合員のきよ出金の徴收については、農家の經濟及び災害の状況等を勘案して、拂込又はきよ出

の時期及び金額を斟酌し、農家経済に困難を強いる結果を招来しないよう適当な措置を講ずること。

これに對して、出席の廣川農林大臣から、「努力以て御期待に副うようにいたしたい」旨の言明が行われたのであります。

次いで討論に入りましたところ、修正免議者を代表して島村委員から、「本基金法案が規定するように連合会が出資金の一部を負担することは忍びがたいことであるが、又止むを得ないことかとも考えられる。併し拂込期間や第一回の拂込総額の最低額を法律で規定することを取止めて定款に委ね、基金自身が自主的な判断の下に適正な処置を講ずるようすることが適当である」との趣旨による修正案が提出され、小林亦治委員から、先の申入れの実現に對して政府の努力を求められて賛成があり、岡村委員から、本法律案において見られるように、かかる資金を農村から吸い上げるといふ考へ方に對しては反對であるが、併し今後農業の保護に對して政府における万全の対策を期待し、且つ本法律案作成に對する各委員の努力を多として賛成があり、池田委員から、政府における農業政策の確立と、先の申入れに對する努力を要望して賛成があり、飯島委員から、建物共済をめぐる農業協同組合及び農業共済組合同団体の関係の適かなる解決を望んで賛成があり、かくして討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、政府原案に對して、島村委員が代表して提案せられた修正を加えて、可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 道路交通取締法の一部を改正する法律案

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず農業災害補償法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に農業災害補償臨時特例法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に農業共済基金法案全部の問題に供します。委員長は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

審査報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正

議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

地方行政委員長 西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀 末治 石村 幸作  
林屋龜次郎 宮田 重文  
原 虎一 中田 吉雄  
若木 勝藏 岩本 哲夫  
館 哲二 岡本 愛祐

第二十六條の四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十八條中「懲役又は五千円以下の罰金」を懲役、五千円以下の罰金又は科料に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在の道路交通の実状に鑑み所要の改正を加えたものである。その内容は、交差点における自動車の右折方法の例外として「右小回り」を規定したこと、原動機付自転車の運転資格を申請による許可制とし資格手続を簡易化したこと、無軌條電車の運転用法に関する規定を新設したこと等を主要な改正点とする。本委員会

は所謂無謀運転等に対する罰則については幅を拡げて現行の懲役、罰金の外に科料を加える旨の修正を加えたほか右改正法律案の内容は大体において妥協と認められた。

二、事件の利害得失  
この措置によつて道路交通の円滑を期待することができ。

三、費用

都道府県の公安委員会の行う運転免許及び運転許可に必要な経費を国庫から都道府県の負担に移すとともに、これに伴う収入を国庫から都道府県に移す関係以外には、本法の施行によつて格別の費用を要しない。

道路交通取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月十三日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項を次のように改める。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

第二條第五項の次に次の一項を加える。

原動機付自転車とは、道路において、命令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車をいう。

第二條第六項を次のように改める。

軌道車とは、道路において、軌條又は架線により運転する車をいい、無軌條電車とは、架線のみにより運転する軌道車をいう。

第五條第一項中「当該警察官若しくは警察吏員の」の下に「信号若しくは」を加える。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 原動機付自転車は、公安委員会の運転許可を受けた者でなければ、これを運転してはならない。但し、前條第一項の規定による運転免許を受けた者は、この限りでない。

前項の規定による運転許可は、公安委員会に運転許可を申請した者に対し、運転許可証を交付して、これを行う。

原動機付自転車の運転者は、運転中、運転許可証又は運転免許証を携帯していなければならない。

前條第四項乃至第八項の規定は、原動機付自転車の運転許可に關してこれを準用する。この場合において、同條第四項中「運転免許証」とあるのは「運転許可証」と、同條第五項乃至第八項中「運転免許」とあるのは「運転許可」と読み替へるものとする。

第十條第一項中「自動車」を「諸車」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十條之二 公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路、区域又は時間を限り、法令に定められた軌道車の最高速度の範囲内で、最高

を払うては重過ぎる場合があるから、  
を払うて料料を加える必要はないか、

との質問に対し、政府委員より、「罰則の適用については、いわゆる親心を以て苛酷な処罰にならないように注意している。若し科料を加えることになれば、現在警告の程度で繰便に済まされている違反に対して、却つて処罰が重くなるという逆の結果を招くことを恐れる」旨の答弁がありました。

委員会におきましては、特に数名の参考人より、以上の質疑に現れられた意見を聴取する等、慎重に審議を重ねた後、討論に入りましたところ、原委員より次の修正案が出されました。即ち、

道路交通取締法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十六條の四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十八條中「懲役又は五千円以下の罰金」を「懲役、五千円以下の罰金又は科料」に改める。

これに對しまして阿本委員より、この修正案の趣旨は、「現在罰金以上になつてゐる違反のうちで情状の輕いものを科料程度に緩和しようとするもので、現在以上に処罰が重くなるというが、ごとき政府側の心配は全く思ひもよらないところである」旨を明らかにして賛成意見を述べられました。かくて採決の結果、右修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致可決すべきものと決定した次第であります。よつて内閣提出、衆議院送付にかかる本法案は、以上をもちまして全会一致を以て修正可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都台により附録に掲載〕

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月五日

衆議院議長 林 謙治

衆議院議長佐藤尚武殿

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案  
公共工事の前拂金保証事業に関する法律

目次

第一章 総則(第一條、第二條)

第二章 登録(第三條—第十一條)

第三章 前拂金保証事業(第十二條—第二十條)

條—第二十條)

第四章 監督(第二十一條—第二十四條)

第五章 雜則(第二十五條—第二十八條)

第六章 罰則(第二十九條—第三十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)  
第一條 この法律は、公共工事に関する前拂金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前拂金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前拂金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄與することを目的とする。

(定義)  
第二條 この法律において「公共工事」とは、国、日本国有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事のい、資源の開発等に関する重要な土木建築に関する工事であつて、建設大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前拂金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前拂金をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために、発注者がその工事の請負契約を解除したときに、前拂金をした額(出来形拂をしたときは、その金額を加えた額)から当該工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額(前金拂をした額)に出来形拂をした額を加えた場

合においては、前金拂をした額を限度とする。以下「保証金」という。の支拂を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前拂金保証事業」とは、前拂金の保証をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五條の規定により建設大臣の登録を受けて前拂金保証事業を営む会社をいう。

第二章 登録

(登録)  
第三條 前拂金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(登録の申請)  
第四條 前條の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という)は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 商号  
二 本店、支店その他政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地  
三 資本の額  
四 取締役及び監査役(以下「役員」という)の氏名  
五 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款及び事業方法書  
二 役員履歴書及びその者が第

六條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面  
三 収支の見積その他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

3 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定める営業に使用する場所の権限に関する事項、保証限度、保証金額及び保証期間の制限、前拂金の保証に関する契約(以下「保証契約」という)の締結の手續に関する事項、保証の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)  
第五條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合を除く外、建設大臣は、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)  
第六條 建設大臣は、第四條の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が左の各号の一に該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知し

て聴聞を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。

二 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

三 第二十二條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過しないこと。

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しないこと。

五 役員のうち、破産者で復権を得ない者、禁こ以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、且つ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

2 建設大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ聴聞の事項、場所及び期日を通知した上、その職員をして、当該登録申請者について聴聞させなければならない。この場合において、登録申請者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき

は、聴聞をしないで登録を拒否することができる。

3 建設大臣は、前項の規定によりその職員をして聴聞させる場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その職員をしてその意見を聴取させなければならない。

4 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 建設大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。(申請による登録の変更)

第七條 保証事業会社は、第四條第一項各号に掲げる事項又は同條第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。但し、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに事業方法書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の前歴書及びその者が前條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。

4 前二條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五條第一項及び第六條第一項中「登録の申請」とあるのは「登録の変更の申請」と、第五條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項」とあるのは「登録の変更の申請に係る事項」と、第五條第二項並びに第六條第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとする。

(営業の不開始又は休止に基く登録の取消)

第八條 建設大臣は、第二十二條の規定により登録を取り消した場合を除く外、保証事業会社が第五條第一項の規定による登録を受けた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その営業を休止したときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行つた後、その登録を取り消すことができる。

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否しようとするときは」とあるのは「取り消しようとするときは」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と「拒否する」とあるのは「取り消すことができる」と読み替へるものとする。

第九條 保証事業会社が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一 会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

三 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

四 前拂金保証事業を廃止した場合においては、当該保証事業会社の業務を執行する役員であつた者

(登録のまつ消)

第十條 建設大臣は、左の各号の一に掲げる場合においては、保証事業会社登録簿につき、当該保証事業会社に関する登録をまつ消しなければならない。

一 第八條第一項又は第二十二條の規定により登録を取り消した場合

二 前條の規定による届出があつた場合

三 建設大臣が前條各号の一に掲げる場合に該当するものと認め、当該各号に掲げる者に通知して聴聞を行つた後、その事実を確認した場合

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項第三号の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否」とあるのは「まつ消」と、「登録申請者」とあるのは「第九條各号の一に掲げる者」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消の場合における保証契約の措置)

第十一條 前條の規定により登録がまつ消された場合においては、当該保証事業会社であつた者又は第九條第一号に規定する場合において合併後存続する会社若しくは合併に因り設立された会社は、その登録のまつ消前に締結された保証契約については、その保証契約が終了するまでは、第三條の規定にかかわらず、当該保証契約の目的の範囲内においては、なお保証事業会社となす。

第三章 前拂金保証事業 (保証約款)

第十二條 保証事業会社は、保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた前拂金保証約款(以下「保証約款」といふ)に基かなければならない。

2 保証約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 保証料の利率及び支拂に関する事項

二 保証金の額の決定及び支拂に関する事項

三 第十七條第二項の規定により徴収すべき金額及び保証基金の拂いもどしに関する事項

四 保証契約の解約に関する事項

五 その他建設省令で定める事項

保証事業会社は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に保証約款を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十三條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十四條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十五條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十六條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十七條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

第十八條 建設大臣は、前項の規定により承認を受けた保証約款が、その旨を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

- 4 建設大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第五項の規定により承認を拒否する場合を除く外、遅滞なく、その承認をしなければならない。
- 5 建設大臣は、第三項の規定による承認の申請があつた場合において、保証約款の内容が法令に違反し、若しくは公正な運営を確保するため適当でないとき、又は保証約款に記載した書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行つた後、その承認を拒否しなければならない。
- 6 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとす。
- 7 建設大臣は、第四項又は第五項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて当該保証事業会社に通知しなければならない。この場合において、承認を拒否する旨の通知には、その理由を示さなければならない。
- 8 保証事業会社は、保証約款を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について建設大臣の承認を受けなければならない。
- 9 第六條第二項から第四項まで並びに第三項から第五項まで及び第

- 七項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「変更の承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとす。
- (保証金の支拂)
- 第十三條 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を條件として前金拂をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。
- 2 前項に規定する発注者は、当該工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために、その請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支拂を請求することができる。
- 3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支拂わなければならない。
- (保証料の拂い戻し)
- 第十四條 保証事業会社は、第五條の規定により登録を受けた日の属する事業年度以降三事業年度を限つて、保証約款で定めるところにより、保証契約を締結した請負者（以下「保証契約者」といふ。）が支拂つた保証料の総額に應じて保証料の一部を当該保証契約者に対して拂い戻すことができる。
- 2 保証事業会社が前項の規定により保証料の一部を拂い戻したとき

- きは、その金額は、拂い戻しをした当該事業年度の保証事業会社の所得の計算上、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- 3 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十五條までの規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び拂い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、適用しない。
- (責任準備金の計上)
- 第十五條 保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、そのまだ経過していない保証期間に對する保証料の総額に相當する金額を事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。
- 2 保証事業会社が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、当該計上した事業年度における当該保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- 3 前項の規定により総損金に算入された責任準備金の金額は、その翌事業年度における保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- (支拂備金の積立)
- 第十六條 保証事業会社は、決算期ごとに左の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支拂備金

- として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。
- 一 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂うべき保証金その他の金額のうちに決算期までにその支拂が終らないものがある場合においては、その金額
- 二 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂う義務が生じた認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支拂うべきものと認められる金額
- 三 現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支拂つていないものがある場合においては、その金額
- (保証金の積立)
- 第十七條 保証事業会社は、定款で定めるところにより、保証基金を設けなければならない。
- 2 保証事業会社は、前項の保証基金を積み立てるため、保証約款で定めるところにより、保証契約ごとに当該保証契約者から保証約款で定める金額を徴収することができる。
- 3 保証事業会社は、責任準備金をもつて保証債務を支拂うことができなない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基金を使用することができる。
- (保証契約の解約)
- 第十八條 保証事業会社は、発注者の責に帰すべき事由に因り請負契約が解除された場合においては、発注者の同意を得ないで保証契約

- を解約することができる。
- 2 保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合においては、保証契約を解約することができる。
- (兼業の制限)
- 第十九條 保証事業会社は、左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない。
- 一 公共工事の請負者が銀行その他の政令で定める金融機関から当該工事に関する資金（設備の取得及び改良に関する資金を除く。）の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業
- 二 前掛金保証事業に附随する事業
- (常務役員の特任主義)
- 第二十條 保証事業会社の常務に従事する役員が他の会社の常務に従事しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。
- 第四章 監督
- (事業改善の命令)
- 第二十一條 建設大臣は、保証事業会社の行ふ事業について発注者又は請負者の利便を阻害している事実があると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聞いた上で、当該保証事業会社に対して、事業方法書又は保証約款を変更することを命ずることができる。
- (違反行為等に対する処分)
- 第二十二條 建設大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 公共工事の前拂金保証事業に関する法律案

違反是正のための適當な措置をとるべきことを命ずること、ができる。

2 建設大臣は、保証事業会社又はその役員が左の各号の一に該当すると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聞いた上で、理由を示し、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員の解任を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分は、違反したとき。

二 第六條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき。

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合においては、中央建設業審議会の意見を聞く前に、あらかじめその職員をして、当該保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならぬ。

4 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による聴聞について適用する。この場合において、第六條第二項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社又はその役員」と、「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「処分をしようとする場合にあつては」と、「登録を拒否することができ」とあるのは「処分することができ」と読み替へるものとする。

(事業報告書の提出)  
第二十三條 保証事業会社は、事業

年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第二十四條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(審査の請求)

第二十五條 土木建築に関する工事の請負を業とする者は、建設省令で定めるところにより、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めるとき、又は保証事業会社の行う事業について土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認められるときは、建設大臣に審査の請求をすることができる。

2 建設大臣は、前項の審査の請求を受けたときは、明らかに審査の請求に係る事実がないと認める場

合を除き、その職員をして当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならない。

3 第六條第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による聴聞について適用する。この場合において、第六條第二項中「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「審査の請求を受けたときは」と、「登録申請者」とあるのは「当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員」と読み替へるものとする。

4 建設大臣は、前二項の規定による審査の結果、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは同項に規定する処分をし、又、土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認めるときは第二十一條に規定する処分若しくは必要な指示をし、若しくは適當な措置をとるべきことを勧告することができる。

(大蔵大臣との協議)

第二十六條 建設大臣は、第五條、第六條、第十二條、第二十一條又は第二十二條に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(前拂金の使途の監査)

第二十七條 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者

が請負者に前拂金を支拂つた場合においては、当該請負者が前拂金を適正に当該工事に使用しているかどうかについて、嚴正な監査を行わなければならない。

(不適用規定)

第二十八條 第十九條及び第二十條の規定は、銀行その他の政令で定める者が第五條の規定により登録を受けて前拂金保証事業を営む場合については、適用しない。

第六章 罰則

(罰則)

第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に関して、賄ろを受領し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄ろは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を没收する。

3 第一項の賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三條の規定に違反して登録を受けないで前拂金保証事業を営んだ者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 不正の手段により第五條の規定による登録を受けた者

二 第十二條第一項の規定による承認を受けた保証契約によらないで保証契約を締結した者

三 第十七條第一項の規定に違反して保証基金を設けなかつた者

四 第十九條の規定に違反して同條各号に掲げる事業以外の事業を営んだ者

五 第二十二條第二項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 第十七條第三項の規定に違反して保証基金を使用した者

三 第二十條の規定に違反して他の会社の業務に従事した者

四 第二十一條の規定による命令に違反した者

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條又は第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四條第一項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

三 第二十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、法人

又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 保証事業会社が第五條の規定による登録を受けた日の属する事業年度において計上すべき責任準備金は、第十五條第一項の規定にかかわらず、保証料の總額に政令で定める割合を乗じて得た金額によることができる。第十五條第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

3 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中への次のように加える。

ト 公共工事の前拂金保証事業に関する法律（第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 公共工事に関する前拂金保証事業に関する法律（の施行に関する事務を管理すること。

第四條第四項中「第二十五号、第二十六号」を「第二十五号から第二十六号まで」に改める。

5 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事」を「他の法律によりその権限に属せしめられた事項を処理する外、建設大臣又は都道府県知事」に改める。

〔廣瀬與兵衛君登壇、拍手〕

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりまして公共工事の前拂金保証事業に関する法律案について、建設委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

本法案は、国、地方公共団体等の発注する公共工事に関する前拂金保証事業の健全な発達を図り、以て公共工事の適正な施工に寄與することを目的とするものであります。提案説明によりますと、公共工事は全建設工事量の半ば以上を占めるのであります。最近、請負業者はこれらの公共工事の着工資金の調達に甚だしく困難をしておる現状であります。その原因を見ますと、民間工事にあつては、発注者は前拂金を支拂うことが通例であります。が、公共工事については一部の例外を除き前金を拂わないことが原則であります。然るに、建設業者は一般に自己資本が薄弱であるために、着工資金についても、金融機關に全面的に依存せざるを得ず、金融難は極めて深刻であります。この結果は、公共工事の工期の遅延、工事費の増大等を來し、延いては公共工事の適正な施工を阻害する実情であります。従つてこれに對しては公共工事についても前拂金制の円滑なる運用を図る要があり、それには

前拂金に関する発注者の危険を保證する制度を確定することが必要であります。

本法案の提案理由はここにあらるのであります。その大綱は、（一）本法の對象となる公共工事は、国、日本国有鐵道、専売公社、地方公共団体その他の公共団体の発注する建設工事のほか、資源の開発等の重要工事で建設大臣の指定するものを含んでおります。（二）前拂金保証事業を営む者は登録を必要とし、これには資力信用と共に、適正な事業計画等、一定の要件を具えることを要します。（三）保証事業会社の業務については、公正健全な運営を図るために、保証約款の承認、保証金の支拂、責任準備金、保証基金及び支拂準備金に関する規定のほか、保証事業会社は、請負業者の公共工事の運搬資金について債務保証をすることができることとしております。（四）保証事業会社の監督に関する各種の規定と共に、保証事業会社は、請負業者が前拂金を当該工事に使用しておるかどうかを厳正に監督すべきことを規定しております。

委員会においては、本案の重要性に鑑み、関係業者の代表及び発注者側の証言を求めて、直接利害關係を有する業者の意見と共に、前拂金を支拂う発注者側、財務当局の意見を徴したのであります。なお、これらの証言に關連して、国有鐵道經理當局及び大蔵省主計當局の意見も聞いたのであります。特に大蔵省當局に對しては、地方公共団体の前拂金支拂に關して、國庫補助その他國庫から地方公共団体に交付すべきものを得る限り速かにする点についても質した次第であります。

す。委員会においては、法案の内容と共に、保証事業会社の業務の運営について、業界の実情に對照して多くの質疑応答があられましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

主なる質疑は、一、保証事業会社の設立見込、差当り東京と関西の二社となる場合、保証業務がよく全国に行き及ぶことができるか。保証事業が、中小企業者の利用が不十分となり、大業者の壟斷するところとならぬか。二、保証約款。三、保証基金の積立と拂戻。四、工事の分割は本制度の効果を増進するが、大いなる工事は一括請負とするより措置するか。五、ダンピング工事の場合の認定と取扱。六、前拂金の使途監査の方式、大業者と中小業者の資金繰りにおける実情の違い、これに對照する監査の方法等に関するものであります。かくて質疑を終了、討論を省略、採決の結果、全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤寅次郎君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

○議長（佐藤寅次郎君） 議員起立と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤寅次郎君） 日程第八より第十七までの請願及び日程第十八より第二十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤寅次郎君） 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○岩崎正三郎君登壇、拍手

○岩崎正三郎君 只今議題となりまして請願及び陳情につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず長野市古牧地区内に無集配特定郵便局設置の請願、長崎県調川局の昇格に関する請願、熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願、茨城県大田村に特定郵便局設置の請願、高知県高石村に特定郵便局設置の請願、岩手県一方井郵便局を無集配局とするの請願であります。これらはいずれも關係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につきては郵政省の措置を要する請願であります。郵政當局より「特定郵便局の新設は、予算關係等から差向き困難ではあるが、簡易郵便局の設置ならば実現せしめたい。又簡易郵便局の昇格、無集配郵便局の集配事務開始については、予算關係と脱み合せ善処したい」との答弁があり、次に、群馬県境野郵便局庁舎建設に関する請願、埼玉県皆野郵便局庁舎建設に関する請願、大阪府北花野郵便局庁舎建設に関する請願、徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情は、いずれも局舎が老朽狹隘であるから、速かに新築せられたいとのであります。郵便當局も、「その必要は認めており、今後の予算状況によつて措置したい」との答弁でありました。又野郎郵便局金拂戻に関する陳情であります。これは「現在拂戻を留保せられておる一冊に

めまします。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長岩崎正三郎君。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

○岩崎正三郎君登壇、拍手

○岩崎正三郎君 只今議題となりまして請願及び陳情につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず長野市古牧地区内に無集配特定郵便局設置の請願、長崎県調川局の昇格に関する請願、熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願、茨城県大田村に特定郵便局設置の請願、高知県高石村に特定郵便局設置の請願、岩手県一方井郵便局を無集配局とするの請願であります。これらはいずれも關係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につきては郵政省の措置を要する請願であります。郵政當局より「特定郵便局の新設は、予算關係等から差向き困難ではあるが、簡易郵便局の設置ならば実現せしめたい。又簡易郵便局の昇格、無集配郵便局の集配事務開始については、予算關係と脱み合せ善処したい」との答弁があり、次に、群馬県境野郵便局庁舎建設に関する請願、埼玉県皆野郵便局庁舎建設に関する請願、大阪府北花野郵便局庁舎建設に関する請願、徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情は、いずれも局舎が老朽狹隘であるから、速かに新築せられたいとのであります。郵便當局も、「その必要は認めており、今後の予算状況によつて措置したい」との答弁でありました。又野郎郵便局金拂戻に関する陳情であります。これは「現在拂戻を留保せられておる一冊に

めまします。先ず委員長

昭和二十七年六月九日 参議院會議録第四十九号 群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願外十二件

付き一千五百円の預金は、在外公館の借入金にも等しいものであるから、拂戻を行われない」というのであります。が、郵政当局も「これが拂戻をなすべく取運んでおるのであるが、在外資産等との関係もあり、未だ実現の運びに至らない」「旨答弁がありました。最後に、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願（北村一男君紹介）ほか同趣旨のもの百六十四件、同趣旨の陳情四十九件、これは「簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用権を速かに郵政省に復元せられたい」というのであります。が、本件は、過日、本院におきまして、全会一致の決議を見ましたことは御承知の通りであります。これに基づき、政府は簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する法律案を提案せられ、目下委員会において審議中のものであります。

以上申述べました諸件につきまして、委員会におきましては、慎重審議の結果、いずれも願意を妥協と認めてこれを採択し、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤武吉） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤武吉） 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。

明治三十五年 第三種郵便物認可  
三月三十一日

しました。大会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十七分散会。

○本日の會議に付した事件

一、戦犯在所者の釈放等に関する決議案

一、日程第一 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、日程第二 児童福祉法の一部を改正する法律案

一、日程第三 農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、日程第四 農業災害補償法臨時特例法案

一、日程第五 農業共済基金法案

一、日程第六 道路交通取締法の一部を改正する法律案

一、日程第七 公共工事の前携金保証事業に関する法律案

一、日程第八乃至第十七の請願

一、日程第十八乃至第二十の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君  
副議長 三木 治朗君

議員  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 波多野林一君  
野田 俊作君 徳川 宗敬君  
常岡 一郎君 田村 文吉君  
伊達源一郎君 館 哲二君  
竹下 豊次君 高橋龍太郎君  
高橋 道男君 高瀬莊太郎君  
高木 正夫君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小宮山常吉君 小林 政夫君  
楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君  
加賀 操君 奥 むねお君  
岡本 愛祐君 岡部 常君  
井上なつみ君 石黒 忠篤君  
赤木 正雄君 結城 安次君  
山本 勇造君 山川 良一君  
森 入三三君 島津 忠彦君  
上原 正吉君 岡田 信次君  
青山 正一君 玉柳 實君  
中川 幸平君 大矢半次郎君  
郡 祐一君 廣瀬興兵衛君  
楠瀬 常雄君 加藤 武徳君  
城 義臣君 植竹 春彦君  
古池 信三君 小杉 繁安君  
山縣 勝見君 石川 榮一君  
木村 守江君 西山 亀七君  
一松 政二君 深木 六郎君  
仁田 竹一君 徳川 綱貞君  
左藤 義詮君 大島 定吉君  
黒田 英雄君 中川 以良君  
川村 松助君 宮城タマヨ君  
津口 三郎君 三浦 辰雄君  
前田 三郎君 小串 清一君  
野田 卯一君 重宗 雄三君  
大野木秀次郎君 入交 太蔵君  
宮田 重文君 杉原 荒太君  
松本 昇君 秋山俊一郎君  
鈴木 直人君 石村 幸作君  
長谷山行毅君 高橋進太郎君  
堀 末治君 鈴木 恭一君  
愛知 揆一君 平林 太一君  
長島 銀藏君 平沼彌太郎君  
有馬 英二君 菊田 七平君  
小川 久義君 瀧淵 春次君  
團 伊能君 池田宇右衛門君  
駒井 藤平君 林屋龜次郎君  
北村 一男君 中山 壽彦君  
岩沢 忠恭君 木内 四郎君

栗栖 起夫君 西田 隆男君  
大屋 晋三君 泉山 三六君  
黒川 武雄君 横尾 龍君  
境野 清雄君 大隈 信幸君  
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君  
門田 定藏君 清澤 俊英君  
江田 三郎君 三輪 貞治君  
小林 孝平君 三橋八次郎君  
若木 勝蔵君 小酒井義男君  
栗山 良夫君 梅津 錦一君  
三好 始君 深川タマエ君  
荒木正三郎君 内村 清次君  
羽生 三七君 紅露 みつ君  
石川 清一君 森崎 一彦君  
高田なほ子君 和田 博雄君  
吉田 法晴君 深川榮左エ門君  
山崎 恒君 岩男 仁蔵君  
岩本 哲夫君 岡田 宗司君  
菊川 孝夫君 岡田 定吉君  
河崎 ナツ君 岡村文四郎君  
櫻内 辰郎君 須藤 五郎君  
小笠原三三男君 須藤 傳一君  
岩間 正男君 岩崎正三郎君  
水橋 藤作君 上條 愛一君  
大野 幸一君 東 隆君  
千田 正君 山田 節男君  
田中 一君 羽仁 五郎君  
齋 武雄君 永井純一郎君  
矢嶋 三義君 島 清君  
吉川末次郎君 相馬 助治君  
小林 亦治君 小松 正雄君  
山下 義信君 小泉 秀吉君  
柳橋 小虎君 下條 恭兵君  
原 虎一君  
片岡 文重君  
國務大臣 法務總裁 木村篤太郎君  
農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員  
刑政長官 清原 邦一君  
法務府矯正 古橋浦四郎君  
保護局長 斎藤 三郎君  
中央更生保護委 高田 正巳君  
員會事務局局長  
厚生省児童局長

労働大臣 吉武 嘉市君  
厚生大臣 野田 卯一君  
建設大臣 野田 卯一君

定価 一部 十 円  
（送料別）  
発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
電話九段（信）一五五  
郵便東京一九〇〇〇官報類